ふじのくに景観形成計画
進捗状況評価レポート

【令和7年度の取組】

令和８年９月

静　岡　県

目　次

1　総括評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

(1)評価の趣旨

(2)進捗管理の方法

(3)評価結果

(4)今後の対応

(5)外部評価による講評

2　景観形成を主目的とする事業・取組（行動計画(A)）の評価結果・・ 13

3　景観に配慮して行う事業・取組（行動計画(Ｂ)）の取組実績・・・・36

4　その他の事業・取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45

1 総括評価

（1）評価の趣旨

美しい県土づくりをさらに進めるため、景観形成の方針、主要施策、行動計画等を示すとともに、これらが確実に実施されるよう体制や仕組み等のマネジメントを重視した「ふじのくに景観形成計画」を、平成29年３月に策定し、公表しました（計画期間：平成29年度～令和8年度）。

計画期間10年間の中間年である令和３年度に中間評価を行い、この評価結果を踏まえ、後期５年間である令和４年度から令和８年度における県の取組を行動計画【後期】としてまとめました。行動計画【後期】は、県が主体的に行う取組として景観形成を主目的とする21の事業・取組（行動計画（A））と景観に配慮して行う58の事業・取組（行動計画（B））の計79の事業・取組を位置付けています。

本計画に位置付けた事業・取組の令和７年度末現在の進捗状況について、有識者で構成する静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会による外部評価を実施した上で、静岡県景観づくり推進本部（庁内推進組織）において、進捗管理・評価を行い、その結果を公表します。

≪ふじのくに景観形成計画の構成≫

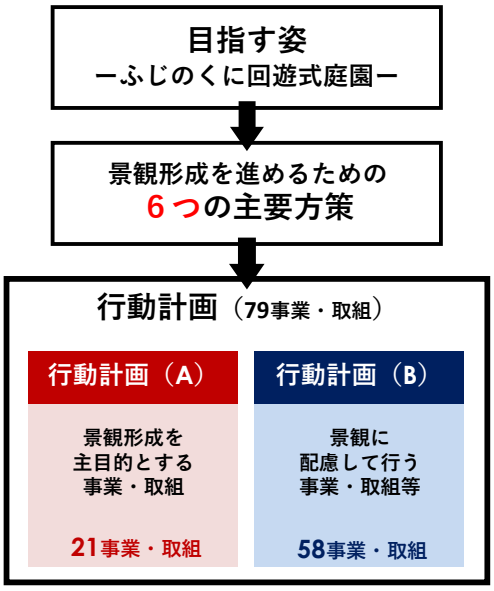

≪目指す姿≫

―ふじのくに回遊式庭園―
駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観。
それを社会総掛かりで磨き上げることで、世界の憧れを呼ぶ
ふじのくにの豊かな暮らしを実現します。

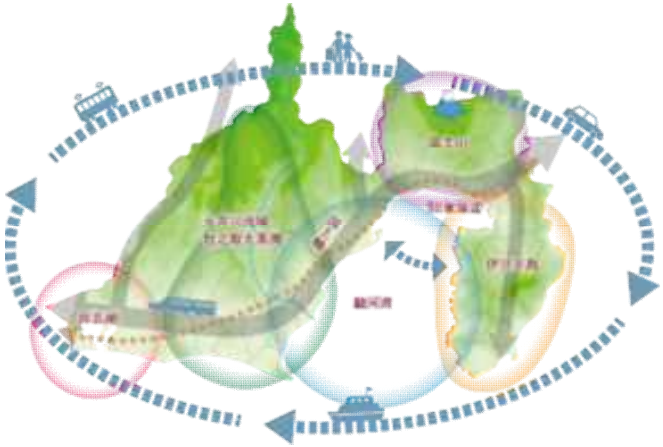

≪目指す姿の実現に向けた主要方策≫



≪6つの主要方策に掲げる行動計画の事業・取組≫

主要方策1
広域景観形成をさらに加速させる
行動計画（A） 5事業・取組

主要方策2
国内外に誇れる高質な公共空間を形成する
行動計画（A） 5事業・取組　行動計画（B） 9事業・取組

主要方策3
静岡県の景観をすべての地域から底上げする
行動計画（A） 6事業・取組　行動計画（B） 27事業・取組

主要方策4
ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む
行動計画（A） 1事業・取組　行動計画（B） 5事業・取組

主要方策5
自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める
行動計画（A） 4事業・取組　行動計画（B） 17事業・取組

主要方策6
景観形成をマネジメントする
・主要方策１から５を円滑に進めるために行う体制、仕組み、ルールを整えるなどマネジメントを行う。

（2）進捗管理の方法

主要方策の事業・取組は、内容が多岐にわたるため、一律に進捗管理を行うのではなく、以下の選定フローに従って、進捗管理を行うこととしています。

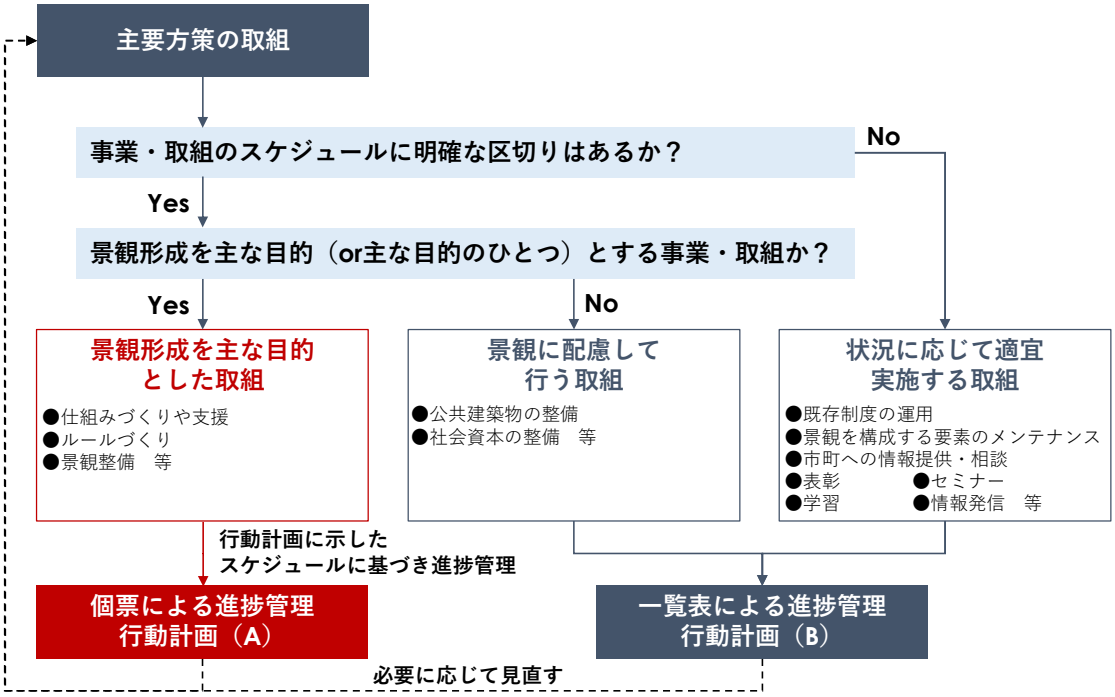

a)個票による進捗管理（行動計画(A)）

個票による進捗管理を行う事業・取組は、21あります。個票による進捗管理は、事業・取組ごとに令和７年度末の進み具合を示す「進捗状況」と取組により期待する成果の達成状況「達成度」の2つ指標について、担当課が評価を行います。

個票の上段には、行動計画【後期】の計画期間5年間（令和4年度から令和８年度）の取組計画や期待する成果目標を記載し、中段に評価年度の取組や成果の実績、下段に担当課の評価を記載した上で、静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会の委員からコメントを頂いています。このコメントは専門家としての客観評価であるとともに、実施する景観施策の向上に向けたアドバイスとして、今後の取組に活用されていくことが期待されます。

景観の質については、その変化を捉えるにはある程度の時間を必要とすることから、行動計画の計画期間である5年間を区切りに評価を行い、継続する5年間の行動計画に反映しています。

【評価方法】

進捗状況及び成果の達成状況は、以下の評価区分に基づき担当課が評価を行います。

評価	進捗状況
S	計画以上の進捗が得られている
A	計画どおり進捗している
B	進捗に遅れが見られるが計画期間（令和8年度）内に完了予定
C	進捗に遅れがあり、計画期間（令和8年度）終了後に完了予定

評価	成果の達成状況
◎	当該年度の成果実績が「目標値」超えるもの又は「期待値」の30%を超えるもの
○	当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの
●	当該年度の成果実績が「目標値」未満又は「期待値」の推移の－30%未満
－	統計値等発表前、当該年度に調査なし等

計画に対して遅れている場合や、期待する成果が発現しない場合には、原因を分析した上で、今後の取組内容を見直していきます。こうしたことを踏まえて、個票下段の「今後の予定」に、次年度の具体的な取組や期待する成果を記載して、Plan-Do-Check-Actionのサイクルを実行していきます。

b)一覧表による進捗管理（行動計画(B)）

一覧表による進捗管理を行う事業・取組は、58あります。一覧表による進捗管理を行う事業・取組は、景観形成を主な目的としないものの、事業・取組を行うことが景観形成に寄与するものとなります。そのため、個々の取組の評価や有識者によるコメントを付すことはせず、令和７年度における取組実績を記載することで進捗管理を行います。なお、事業・取組において特筆すべき成果が発現した場合には、一覧表に加え、成果を紹介します。

c)行動計画に記載されていない事業・取組の実績

行動計画の事業・取組に記載はされていないものの、事業の実施に伴い景観形成に寄与したものについては、幅広く実績収集を行い、行動計画の進捗管理報告書にまとめて紹介します。

良好な景観形成を推進するため、部局横断組織として、静岡県景観形成推進本部が設置されており、すべての部局において景観への取組を進めている中で、行動計画に記載されていない事業や取組の実績は、景観に取り組む姿勢が全庁的に浸透したことによる成果の一つとしてとらえることができます。このため、継続的に事業に取り組むものであれば、行動計画の事業・取組として位置付けることも検討していきます。

（3）評価結果

a)景観形成を主目的とする事業・取組（行動計画(A)）の評価

21の事業・取組の成果については、16 の事業・取組が目標とする成果を達成でき、５の事業・取組が目標成果を達成できなかったという評価となりました。５の事業・取組については、次年度以降に目標成果を達成する予定であるもの、成果が着実に出ているが、年度ごとの目標数に達しなかったものがありました。進捗状況については、15頁以降に、事業・取組ごとに示しています。

全体としては、令和７年度の取組は、概ね順調に進捗しており、成果も得られているという評価結果となりました。

目標成果の評価	評価区分	合計
目標成果を超えたもの 当該年度の成果実績が「目標値」を超える又は「期待値」の30%を超えるもの	◎	0 (0%)
目標成果を達成したもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの	○	16 (76%)
目標成果を達成できていないもの 「実績値」が「当該年度の目標値」未満又は「期待値」の推移の-30%以下	●	5 (24%)
現段階では判断できないもの 統計値等発表前、当該年度に調査なし等	―	0 (0%)

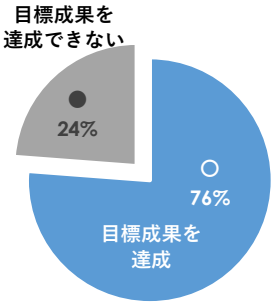

b)主要方策ごとの主な成果

主要方策1　広域景観形成をさらに加速させる

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(A)	01 富士山広域景観の形成	15
(A)	02 伊豆半島広域景観の形成	16
(A)	03 大井川流域･牧之原大茶園広域景観の形成	17
(A)	04 浜名湖広域景観の形成	18
(A)	05駿河湾、旧東海道、国土軸広域景観の形成	19

【主な成果】

- 広域景観の形成のうち、富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖の4エリアで広域景観協議会により行動計画に基づく取組及び進捗管理を行いました。令和７年度は、違反広告物対策のノウハウの共有やPR事業等、県と市町が広域で連携した取組を行いました。
- 国土軸では、令和７年度、県内全インターチェンジ周辺を違反広告物是正重点箇所として指定し、県内市町と連携して違反広告物対策を進めました。旧東海道では、市町担当者と顔合わせ会議を行い、今後の取組についての協議等を行いました。今後も連携体制構築のため、市町等と連携して取り組んでまいります。
- 伊豆半島広域景観では、市町が策定した観光地エリア景観計画に基づく整備と、マニュアルに基づく景観チェックが行われ、景観に配慮された面的な観光施設の整備が進んでいます。また、「伊豆半島景観協議会」の公式インスタグラムアカウントを作成し、花木や眺望景観等各市町の魅力のPRを行い、伊豆半島全体のブランド向上やインバウンドを意識した情報発信をしています。



観光地エリア景観計画による整備箇所
黄金崎遊歩道（西伊豆町）

- 富士山広域景観では、行動計画策定から13年目に当たり、行動計画の中期（～令和6年度)が完了したことから、行動計画の取組効果の確認及び評価を行いました。行動計画に設定している42の重点箇所についてそれぞれ評価を行い富士山周辺での景観に大きく寄与していることが確認でき、総合評価では「B　概ね目標を達成」という評価を得ました。



中間評価





富士山周辺景観形成保全行動計画　中間評価レポート

- 浜名湖広域景観では、湖西市山口地区での官民連携修景事業において防護柵の塗り替えを行い、美しい田園風景に調和した防護柵に更新しました。参加者からは「自分たちの手で景観を良くしていると感じられた」などの景観への意識向上を図ることができました。



◀修景事業チラシ



▲修景の様子



周囲に調和する
ダークブラウンに塗り替え



- 大井川流域・牧之原大茶園広域景観では、世界お茶まつり2025の開催に併せて、茶園景観や茶摘み体験を楽しむ「茶畑ウォーキング」によるグリーンティーツーリズムの展開と、茶畑景観のPRポスターの作成・掲出を行いました。

主要方策2　国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(A)	06 公共施設整備における景観配慮	20
(A)	07 無電柱化の推進	21
(A)	08 清水海岸（三保地区）の景観改善の取組	22
(A)	09 違反屋外広告物対策の推進	23
(A)	10 良好な屋外広告物の推進に関する取組	24
(B)	01 沼津港みなとまちづくり推進計画への取組	37
(B)	02 清水都心WF（ウォーターフロント）地区開発基本方針の推進	37

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(B)	03 東静岡周辺地区の整備	37
(B)	04 街路整備事業	37
(B)	05 わかりやすい道案内の推進	37
(B)	06 波避難誘導標識の設置	37
(B)	07 公共建築物等での県産材利用促進	37
(B)	08 多自然川づくりの推進	37
(B)	09 養浜を主体とした侵食対策の実施	37

【主な成果】

- 公共空間の高質化に向けて、県が行う公共施設の整備に際し、景観に配慮した設計や工事等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに・色彩デザイン指針」の普及啓発を行いました。また、専門家による検討内容及びその結果を、現場の担当職員も含め情報共有を行うため、これまでの検討実績及び現場状況をまとめた資料を閲覧できるしくみを県のGIS上で運用しており、令和6年度に実施した内容を更新しました。
- 土木技術職員研修の受講者は116名、建設技術監理センター研修の受講者は69名と様々な機会を活用して普及啓発を行いました。11月には、令和７年度の「ふじのくに景観形成計画」改定を機とし、同指針及び運用編の周知徹底を図るため、「「ふじのくに色彩・デザイン指針」及び「運用編」研修」を開催しました。同指針の周知に加え、専門家から「公共施設の高質化」の講演を行い、公共施設における景観配慮の手法等について周知しました。参加者の約96%が内容に「満足」しており、「公共建築の重要性理解が進んだ」等の意見が聞かれました。
- 令和7年度に専門家による景観検討を実施した事業は設計８件、工事４件の合計12件で、累計実績は118件となりました。個別検討を行った事業については、随時、整備前後の景観改善を確認し、検討成果については、事例集として蓄積しています。



個別検討の実績を庁内GISで公開




景観検討の様子

- 違反広告物対策は、県と市が連携体制を構築して取り組み、各市の主体的な取組を後押しし是正率の着実な向上と沿道景観の改善等が図られました。令和７年度は、違反広告物重点箇所を「インターチェンジ周辺」及び「景観形成上重要な箇所等」に再選定し、違反広告物数の再集計を行いました。各地域の広域景観協議会に設置している屋外広告物WGや各地域の違反屋外広告物対策地域連絡会を通じて、各地域で取り組んだ是正指導の知見を共有することで、職員の対応力向上を図りました。
- 屋外広告物制度に関して、制度の周知・安全に関する啓発のため、広告主になる静岡県医師会・静岡県病院協会等の団体に向けた広報を行いました。
- また、沿道景観を保全するため、令和８年３月に一部開通した３件の路線（国道150号磐南Ⅱバイパス、市道赤土高橋線、県道吉田大東線）その周辺について、屋外広告物の設置に許可が必要となる普通規制地域に指定しました。



周知に使用したチラシ（医師会・病院協会）

- 静岡県無電柱化計画に基づき、良好な景観景観に資する主要な道路の無電柱化を推進しています。令和７年度までに、景観形成・観光振興の観点から、県道富士富士宮線（富士宮市宮町）、県道御殿場停車場線（都市計画道路新橋茱萸沢線、御殿場市新橋）等 計９箇所において電線共同溝工事に着手しました。

主要方策3　静岡県の景観を全ての地域から底上げする

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(A)	11 市町の景観計画の策定・改定支援	25
(A)	12 観光地エリア景観計画の策定・改定支援	26
(A)	13 景観重要公共施設の指定に関する支援	27
(A)	14 専門アドバイザーの派遣	28
(A)	15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり	29
(A)	16 豊かな暮らし空間創生の促進	30
(B)	10 三保松原の松林保全技術支援	38
(B)	11 津波対策「静岡方式」の推進	38
(B)	12 河川海岸環境整備事業	38
(B)	13 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業	38
(B)	14 海岸漂着物等対策事業費助成	38
(B)	15 放置艇プレジャーボート対策（浜名湖）	38
(B)	16 森林の適切な管理・整備	38
(B)	17 治山事業	38
(B)	18 静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発	38
(B)	19 都市山麓グリーンベルト整備事業	38
(B)	20 富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成	38

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(B)	21 茶草場農法実践者の応援制度の確立	38
(B)	22 わさび田の保全と活用	38
(B)	23 世界かんがい施設遺産登録の支援	39
(B)	24 景観農業振興地域整備計画の策定支援	39
(B)	25 耕作放棄地対策の推進	39
(B)	26 (公財)静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援	39
(B)	27 公園・緑化推進事業	39
(B)	28 空家等対策	39
(B)	29 リノベーションまちづくりの取組支援	39
(B)	30 地域振興整備事業	39
(B)	31 市町の条例の策定や運用に関する助言 工場緑化セミナーの実施	39
(B)	32 定点観測地点からの展望景観の観察	39
(B)	33 連絡協議会の開催	40
(B)	34 文化財の指定、整備・活用の促進	40
(B)	35 重要文化的景観の選定支援	40
(B)	36 文化財保護法・条例に基づく手続きの実施	40

【主な成果】

- 市町の景観計画策定・改定支援のため、景観形成推進アドバイザーの派遣（５市７回）や、景観への知識及び理解を深めるための景観セミナーを８回開催（受講者数延べ449人）し、計画策定等の支援・働きかけを行いました。令和７年度は御前崎市が計画を施行し、併せて重点地区指定を行いました。その他１市が計画策定に取り組み、３市町が重点地区指定に向けて取り組む等、計画策定及び重点地区指定市町数は着実に増える見込みですが、未策定市町に対しては、次年度以降、ヒアリング等を行い、市町の支援に繋げていきます。

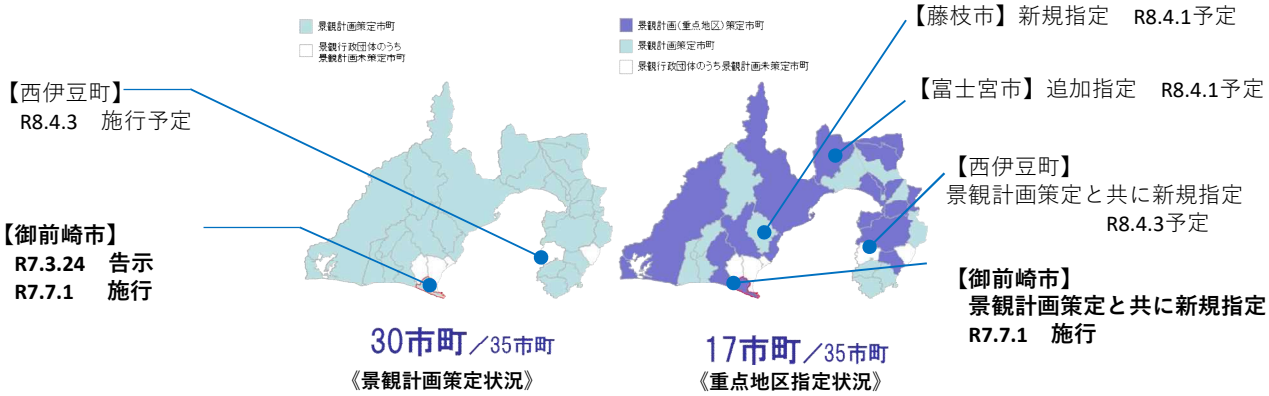

- 景観重要公共施設の指定支援においては、景観セミナーにて当該制度及び指定手順等を周知しました。令和７年度は、伊東市及び西伊豆町と指定に向けた協議を実施し、令和８年度に指定される見込みです。

- 市町が実施する観光施設の整備において、機能重視の点的な施設整備から周辺も含めた面的な景観への配慮を推進するため、観光地エリア景観計画の策定においてアドバイザー派遣等の支援を伊豆市において行いました。令和７年度は、県内１箇所（森町）で新規計画が策定されました。また、32件の施設整備の景観チェックを行いました。



計画に基づく施設整備へのアドバイザー派遣

- 「農村次世代関係人口創出事業」により、３つの大学がそれぞれ県内４箇所の農村地域での協働活動に取り組み、その成果について、大学生がSNSに投稿することで、地域を担う次世代へ取組の認知・拡大を図りました。



～竜ヶ石山～西四村の里（浜松市浜名区引佐町）
×地域盛り上げ隊サークル（静岡県農林環境専門職大学）

主要方策4　ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(A)	17 県費助成や許認可等を通じた景観形成	31
(B)	37 林地開発許可制度の運用	40
(B)	38 建築協定の認可促進	40
(B)	39 都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導	40

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(B)	40 工場立地法の制度活用支援	40
(B)	41 環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導	40

【主な成果】

- 観光施策と連携した助成制度として平成28年度から行っている「観光地域づくり整備事業」では、「観光地エリア景観計画」に基づいた施設整備の事業計画として「観光地域づくり整備計画」が策定されており、令和７年度末までに59計画が策定され、施設整備に対する助成が行われました。施設整備においては、設計時及び施設完成時に景観チェックを実施する体制を構築しており、観光地の魅力を高めるよう景観と調和した施設整備が行えるような体制づくりを推進しています。



景観と調和したおもてなし空間
（一碧湖遊歩道・伊東市）



四季折々の自然を楽しめる景観づくり
（黄金崎公園芝生広場公衆トイレ・西伊豆町）

- 住宅施策と連携し、既存の緊急輸送路や通学路等に面する危険なブロック塀等の撤去事業に合わせて、景観に配慮した安全で美しいまちなみへの誘導を図る制度として、「美しいいえなみ整備事業」を実施しています。この事業では、植栽や生垣等植地帯の形成への補助制度を行う市町に対して県費助成を行うもので、令和７年度は、13件の補助を行いました。
- その他の許認可等においても、許認可審査の機会を通じて、事業者が地域の景観の保全に配慮した事業を実施するよう促しています。大規模な開発は、地域景観や環境への影響も大きくなることが予測されるため、景観への配慮を始め、自然環境への影響、治水や治山など様々な観点に配慮して、事業を実施するよう促しています。
- 工場立地法の制度活用支援において、市町に対し、景観美化に繋がる工場緑化や緑地の配置等のアドバイスを行っています。令和７年度の緑化優良工場等表彰では、県内３工場が受賞しました。



経済産業大臣賞
㈱アマダ　富士宮事業所
（富士宮市）



日本緑化センター会長表彰
㈱アイエイアイ　富士宮工場
（富士宮市）



日本緑化センター会長表彰
㈱明電舎　沼津事業所
（沼津市）

主要方策5　自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(A)	18 景観への意識醸成のための普及啓発	32
(A)	19 景観形成を担う人材の育成	33
(A)	20 地域活動を牽引するリーダーの養成	34
(A)	21 地域づくり活動への関係人口の参加促進	35
(B)	42 農村の魅力フォトコンテストの実施	41
(B)	43「花の都しずおか」づくりの推進	41
(B)	44 緑化優良工場等表彰の推薦	41
(B)	45 調査研究成果等を踏まえた情報提供	41
(B)	46「水の都しずおか」の推進	41
(B)	47 県産材利用促進	41
(B)	48 文化財クローズアップ	41

行動計画	事業・取組名	評価書頁
(B)	49 総合的な学習の時間等をとおした実践	41
(B)	50「地域学」推進事業	41
(B)	51 ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー(南アルプス高山植物種子保存プロジェクト)の委嘱	42
(B)	52 しずおかアダプト・ロード・プログラム	42
(B)	53 リバーフレンドシップ	42
(B)	54 しずおかポートサポーター	42
(B)	55 しずおか農山村サポーター「むらサポ」	42
(B)	56 道路協力団体制度の活用	42
(B)	57 日本風景街道の取組促進	42
(B)	58 河川海岸愛護団体等活動事業（補助金）	42

【主な成果】

- 静岡県景観賞は、景観形成に係る意識を醸成するため、県内で個人又は団体が行った景観形成に資する活動や事業を表彰しています。令和７年度は、受賞地区の場所をより視覚的に見られるよう、静岡県GIS上でマップ形式で公開し、静岡県景観賞及び受賞地区のPRに努めました。また、観光面と連携し、景観の積極的活用による地域の活性化に繋げていくため、美しいしずおか景観推進協議会に、正会員として新たに（公社）静岡県観光協会に参画いただきました。

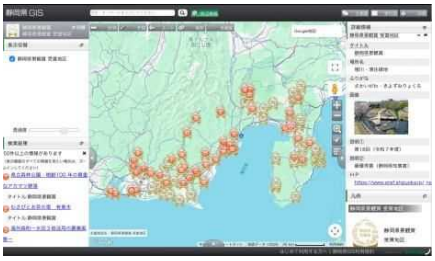

静岡県GIS景観賞受賞地区一覧マップ

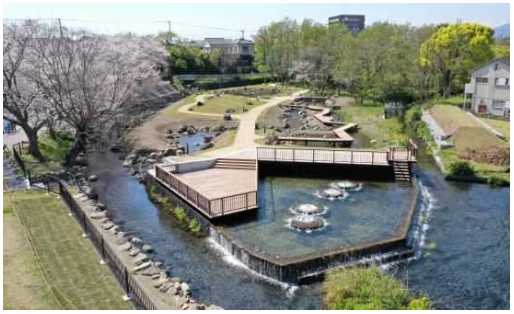

R7最優秀賞（境川・清住緑地）

- 県民、事業者による自発的な景観形成において、中心的な役割を担える人材の育成を行うため、令和７年度の研究指定校である明倫小学校（小山町）及び浜岡北小学校（御前崎市）の2校において、地域に即した景観資源を題材に景観まちづくり学習を実施しました。



「明倫まつり」での発表
（明倫小学校）



児童の作品
（明倫小学校）



参観日の発表の様子
（浜岡北小学校）



児童の作品（マップ）
（浜岡北小学校）

- 地域活動の活性化を図るため、コミュニティカレッジを開催し、コミュニティ活動に関する講義やグループワーク等、地域活動を牽引するリーダーを養成するための講座を２市で行いました。

- 関係人口を受け入れる景観形成活動の増加を図るため、活動を実施している地域づくり活動団体を訪問し、意識啓発や特設WEBサイトへの登録、情報発信を呼びかけました。その結果、関係人口を受け入れる景観形成活動の件数は、13件の活動が登録されました。





■(左)「NPO法人クロスメディアしまだ」による茶作業の様子（島田市）
■(右)「公益財団法人ふじのくに未来財団」による竹林整備の勉強会（オンライン）

主要方策6　景観形成をマネジメントする

方策の展開	事業・取組名
推進体制の強化	庁内横断組織での連携
技術力向上	景観担当職員の技術力向上
外部視点による県景観施策の評価	有識者による県景観施策の評価

マネジメントに関する取組は、主要方策１から５に掲げる事業・取組を円滑に進めるために行うものであるため、計画期間の達成目標や年度ごとの取組や成果の目標を掲げることはせず、臨機応変に必要となる体制・技術・評価等に係る業務の実施を目指します。

そのため、達成進捗管理については年度ごとの実績をまとめ、外部の有識者（静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会）による助言などの評価コメントは、必要に応じて受け取るものとします。

【主な成果】

- 令和４年度以降、行動計画【後期】の取組を全庁的に開始しました。なお、令和７年度の取組については、令和８年度に「静岡県景観づくり推進本部」に諮り、ふじのくに景観形成計画進捗状況の管理を行います。
- 令和７年度の景観担当職員の技術力向上を目的とした研修会等は、オンライン及び対面で開催しました。研修後のアンケートでは、受講者の９割以上が今後の業務の参考になると回答し、実務に直結する知識習得の機会を提供することができました。
- 令和２年度より静岡県懇話会の専門部会「景観施策向上・評価専門部会」を設置して、行動計画の評価について、新たな評価方法を整理した上で、令６和年度の取組評価を行いました。これにより、各事業ごと有識者による外部評価が行われ、取組のさらなる向上に向けた助言を得ることができました。

■景観担当職員の技術力向上のための研修会等　開催実績

4月3日	WEB	屋外広告物実務担当者研修	55名
4月17日	WEB	静岡県の景観施策と観光推進（観光交流局事業説明会）	124名
5月1日	WEB	景観行政実務担当者研修	62名
5月8日	WEB	土木職員技術説明会（熱海・沼津・静岡・浜松）	59名
5月12日	WEB	土木職員技術説明会（下田・富士・島田・袋井）	57名
5月20日	WEB	市街地整備事業説明会	91名
6月2日	WEB	景観セミナー（景観法）	45名
6月27日	用宗WEB	都市計画研修	83名
7月23日	WEB	景観セミナー 「なんとなく」からの脱却！公共サインと景観整備の実務知識	45名
8月26日	用宗WEB	景観形成と空間創出	30名
9月10日	WEB	景観セミナー 公共トイレ・大事な場所だともっとみんなに伝えていくには	48名
11月26日	用宗WEB	「ふじのくに色彩・デザイン指針」及び「運用編」研修	39名
1月28日	WEB	景観セミナー（DX活用）	20名
計13回	―		**計758名**

【外部評価の有識者組織】

静岡県景観懇話会（会長：天野光一先生）平成29年度発足

氏　　名	所　属・職　名	専門分野
天野 光一	日本大学 名誉教授	景観工学
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
金田 享子	公益社団法人日本サインデザイン協会 専務理事	サインデザイン
川口 宗敏	静岡文化芸術大学　名誉教授	都市デザイン
齋藤　潮	東京工業大学（現、東京科学大学）名誉教授	景観論
西森 陸雄	工学院大学建築学部　教授	建築デザイン
渡邉 靖乃	三島市社会教育委員	教育
Tony Everitt	Tourism Shizuoka Japan　戦略アドバイザー	観光・広報

開催実績：H30.1.29、H30.9.21、R1.8.20、R7.2.17、R7.6.6、R7.8.4、R7.12.10

静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会（会長：天野光一先生）平成29年度発足

氏　　名	所　属・職　名	専門分野
天野 光一	日本大学 名誉教授	景観工学
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
伊藤　登	一般社団法人パブリックデザインコンソーシアム 理事長	景観工学
岡田 智秀	日本大学理工学部 教授	景観工学
加藤 幸枝	有限会社クリマ 代表取締役	色彩計画
吉田 愼悟	有限会社クリマ 取締役	色彩計画

開催実績：H30.3.23、H30.8.1、H31.3.4、R2.2.28、R3.3.1、R4.8.31、R5.3.8、R6.3.13、R7.3.13、R8.3.17

静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会（部会長：伊藤光造先生）令和2年度発足

氏　　名	所　属・職　名	専門分野
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部　教授	植物生態学
天野 光一	日本大学 名誉教授	景観工学・観光
渡邉 靖乃	三島市社会教育委員	教育

開催実績：R2.7.31、R2.9.4、R2.10.30、R2.12.1、R3.6.4、R3.8.19、R3.9.17、R3.12.21、R4.2.18、R5.6.16
R6.7.5、R7.7.11、R7.10.22

（4）今後の対応

今回の評価は、令和３年度に策定したふじのくに景観形成計画の行動計画【後期】に基づき行う４回目の進捗評価となり、概ね順調に進捗しており、成果が得られたという評価になりました。進捗及び成果に遅れがある事業・取組等については、原因を分析した上で、今後の取組内容を見直していきます。

なお、令和2年度から行動計画の進捗評価は、行政内部の評価に加え、静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会の委員による外部評価を行っております。外部評価による意見は、景観施策の向上に向けたアドバイスとして、今後の取組に活かしていきます。

また、推進に当たっては、県民、事業者、市町等の多様な主体と今後も連携・協働して取り組みます。

これまで取り組んできたふじのくに景観形成計画は、上位計画である静岡県総合計画について、計画期間を令和７年度から10年度とする次期計画の策定が行われたことに伴い、計画期間を平成29年から令和10年度の２年間延長する改定を行いました。

併せて、「しずおか景観形成計画」に名称を変更し、行動計画【後期】については、行動計画【令和8～10年度】を新たに策定しました。

次年度以降は、「しずおか景観形成計画」に掲げる景観形成の目指す姿「しずおかの多彩な景観が織りなす“回遊式庭園”」の実現に向け、今回の評価で得られた結果を踏まえながら、新たな行動計画【令和8～10年度】に基づき、景観形成を推進していきます。

引き続き、静岡県景観づくり推進本部の統括管理のもと、各部局は、主体的に景観形成に取り組みます。なお、今回の評価結果は、県ホームページに公開するなど、県民に対して積極的に広報していきます。

（5）外部評価（静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会）による講評

主要方策１　広域景観形成をさらに加速させる

世界遺産「富士山」を筆頭に、静岡が国内外に誇る広域景観の磨き上げが出来たかどうかが問われる方策である。

まずは、富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖の４地域、ならびに駿河湾、旧東海道、国土軸にかかる景観施策が進められており、いずれも進捗状況が“A”、目標成果も“○”と評価され、進展が見られたことは評価すべきである。

特に伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖においては、協議会による連携体制の構築がすでにできており、継続して多面的な取組が行われている。これまで課題のあった駿河湾、旧東海道及び国土軸の体制構築においても進展が見られた。

景観の磨き上げ、景観の質の向上に関しても効果があったことが読み取れる。例えば、中間評価が行われた富士山地域においては、各市町景観計画及び屋外広告物による規制誘導、無電柱化等の眺望景観の阻害するものの整除及び視点場の整備等により、富士山を活かしたシーニックエリアの形成が進んでいることが協議会で確認できた。

今後は、各広域景観の捉え方、景観の向上等についてより深めていくことを期待する。具体的には富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖については従来からの行動計画についての取組の充実を図るとともに、駿河湾・旧東海道・国土軸については指針や体制など、今後取り組むべき方向性を示すことが望まれる。

主要方策２　国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

県が実施する各種公共施設整備において、適切なデザインにより、主要な公共空間における景観の質を高めたかどうかが問われる施策である。

まずは、行動計画(A)に係る５つの主要方策について、「進捗状況」はすべて“A”評価であり、「目標成果」もすべて“○”評価となっており、全体として大きな効果が得られているといえる。

公共施設については、専門家による検討を行っており、検討内容をGISを用いて公開し情報共有をしている。また、研修も行われており、令和７年度は県のデザイン指針改定を機とした研修を新たに行うなど、県職員の公共施設整備における景観配慮に対する理解はすすんでいると考えられる。

公共空間については、無電柱化及び違反広告物対策により、沿道景観の改善は進んでいるといえよう。特に、令和６年度までに７割の是正が完了した違反広告物重点箇所を、令和７年度に再設定し違反数の再集計を行ったことは大変前向きな動きであり大いに評価できる。また、各市の屋外広告物の独自条例化、広告主となる関係団体への周知は、無秩序な屋外広告設置の防止に繋がっている。

行動計画(B)にかかる施策も、地域景観の向上に重要な役割を果たしており、今後も景観に配慮した取り組みが求められる。

今後は、無電柱化を含む公共施設整備において、指針を踏まえた適切なデザインにより、それぞれの場所においてより優れた景観形成を図ることが望まれる。屋外広告物についても、周辺景観への配慮や、デザイン的に優れた屋外広告物の推進について取り組むことで、公共空間のより一層の高質化に取り組まれたい。

主要方策３　静岡の景観を全ての地域から底上げする

地域の景観形成を担う市町との連携、多様な特性に応じた景観形成の推進により、静岡の景観の水準を高めることができたかを問われる施策である。

まずは、行動計画(A)に係る６つの主要方策のうち、３つの方策で「進捗状況」が“A”評価かつ「目標成果」が“○”評価、それ以外の３つについては「進捗状況」が“B”評価かつ「目標成果」が“●”評価となった。

観光地エリア景観計画は、市町職員主体かつ市民の参画・アドバイザーの関与により、地域レベルの景観整備において大きな成果を果たしている。景観アドバイザーの派遣は31市町において定着しており、地域の景観形成に活用されている。「邑づくり」においては、参画者数の目標は達成され、認知の拡大は進んだといえよう。これらから、地域の景観底上げには概ね一定の進捗が見られる。

成果を達成できなかった取組については、概ね成果目標は達成されているものとうかがえる。「景観計画」については、未策定の市町の取組促進が期待される。「重要公共施設」については、県の取組が功を奏しつつあり、今後はより積極的に指定要請を行う方向も検討すべきであろう。「豊かな暮らし空間創生」においては、社会情勢の変化により、目標とする区画数には達することができなかったが、これまで景観に配慮した住環境が整備されており、今後の「住まい方」に転換した取組に期待する。

行動計画(B)についても、農山村地域の景観、市街地に係る緑化や空き家対策・リノベーションなど、あるいは文化財・文化的景観の活用などの施策により、多様な地域特性に応じた景観向上に貢献している。

今後は、既存の計画の拡充や適切な運用促進、多様な主体との連携強化などの取り組み深化が必要であろう。

主要方策４　ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

民間の開発や建築が景観に与えている影響は大きい。県民や事業者に対して、県が関与できるありとあらゆる機会を活用して、景観への配慮を求め、より良好な景観へと誘導することが出来たかが問われる。

行動計画(A)は１本であるが、「進捗状況」は“A”、「目標成果」は“○”となっており、進捗している。

市町景観計画と観光地エリア景観計画を連携させていることは、非常に大きな成果をあげており、今後も継続すべきである。その点本年度の成果が上がっており、評価される。一方で、各種の開発事業等に関連する許認可制度の運用と景観法の連携が必ずしも図られておらず、特に県と市町の協調が望まれるところである。

行動計画(B)に係る施策は、林地開発許可、建築協定、開発許可、工場立地制度、環境影響評価など、新規開発事業にかかる景観保全に関し重要な役割を担っている。

許認可制度の運用と景観法の連携強化、県と市町の役割分担や協調体制をより一層深め、景観の保全や、良好な景観形成を推進する必要がある。

主要方策5　自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

良好な景観に関する意識醸成、人材育成、リーダー養成、関係人口の参加を促進する施策である。

行動計画Aの４つのうち、意識醸成、人材育成の２が「進捗状況」が“A”、「目標成果」が“○”となっており、進捗し成果もうまれている。一方、その他の２つが「進捗状況」が“B”、「目標成果」が“●”となり、進捗、成果とも目標に達しなかった。

景観賞受賞地区のGIS公開や観光協会との連携など、県民への景観価値の発信が着実に進んでいることは評価できる。人材育成においては、小学校、大学との連携において発達段階に応じた人材育成が着実に進められている。

進捗・成果ともに目標を達成しなかった、「リーダー養成」については、目標値に到達しなかったもののコミュニティカレッジ等で地域の人材育成が進んでいる。今後は、多岐に渡るコミュニティ推進協議会の景観に関連する活動の充実により、横展開や新たな担い手育成を期待する。「関係人口参加促進」については、景観形成活動の件数が年々減少していることから、「SHIZUOKA YELL STATION」に限らず、多様な手段を把握・活用し、幅広い関係人口の参画につなげる必要があるだろう。

行動計画(B)に関しては、各種表彰制度、良好な景観等の情報発信、文化財や地域景観の学習プログラムの実施、公共空間の美化活動の支援などを通じて、景観意識の醸成や人材育成、地域参加を促す役割を果たしている。

各分野で一定の成果を上げているものの、多様な層への普及強化や情報発信手段の多様化と関係人口のさらなる拡大に向けた課題が残っているため、一層の取り組みが望まれる。

主要方策6　景観形成をマネジメントする

本方策は、上記の５方策を確実に実行・評価するための方策で、推進体制、技術力向上、外部評価により、今後の事業に反映していく仕組みが出来ているかが問われる。

評価体制については、「静岡県景観づくり推進本部」のもとに、いわばオール県庁での取り組みが進められている。職員の技術力向上については研修が行われており、専門家による個別検討内容の事例周知がされることで職員の意識向上にもつながっている。景観方策の進捗状況や達成度評価及び今後の展開について、個別施策の評価シートに基づき、担当課・景観まちづくり課・推進本部による内部評価を行っている。加えて外部委員からなる「静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会」の意見を受け、今後の取組に活かすことが望まれる。

以上のことから、取り組みを確実に推進し、評価するための体制も整備されており、今後も推進本部を中心とした県庁全体の連携によって、景観形成に取り組まれたい。

総じて、主要方策は着実に効果を発揮しつつあり、令和８年度からの計画期間において、これまでの成果を踏まえた更なる深化と広がりが期待されている。

また、次期計画策定に向け、県土の景観形成における県の役割・景観計画のあり方等を検討するなど、準備を進めていくことが望ましい。

2 景観形成を主目的とする事業・取組（行動計画(A)）の評価結果

評価対象の21の事業・取組については、それぞれ「目標成果」を設定しており、評価区分に基づく評価を行います。

主要方策における令和７年度の「目標成果」の達成状況の評価は、下記表に示すとおりで、約76%が「目標成果を達成」することになりました。

次頁以降に、事業・取組ごとの具体的な取組・進捗状況を示します。

●事業・取組の実施により期待する成果の「達成状況」

成果の達成状況の評価	評価区分	広域景観	高質空間	底上げ	機会活用	持続性	マネジメント	合計
目標成果を超えたもの 当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の30%を超えるもの	◎							**0** **(0%)**
目標成果を達成したもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの	○	**5**	**5**	**3**	**1**	**2**		**16** **(76%)**
目標成果を達成できていないもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の-30%以下	●			**3**		**2**		**5** **(24%)**
現段階では判断できないもの 統計値発表前、当該年度に調査なし等	―							**0** **(0%)**

●行動計画(A) 評価書の見方、構成

（達成目標）
行動計画※1の計画書に基づき、後期（R4-R8）取組、成果、景観の質（目指す姿）を整理し、年次ごとの目標を記載

（令和７年度の取組実績・成果）
「達成目標」に記載された年次計画に対応する、「取組」実績や「成果」を記載
※「景観の質」は、単年度の景観変化がわかる場合に、記載（後期完了年に一斉評価）

（評価）
評価区分に基づく担当課の自己評価結果

（要因分析・改善点）
評価の要因分析、課題や改善点を記入

（今後の予定）
次年度の取組や目標とする成果を記載

（有識者のコメント）
「令和７年度の取組実績・成果」や「評価」に対する、有識者※2の意見及び助言



※1:ふじのくに景観形成計画 行動計画［後期］（令和4年3月静岡県）
※2:静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会（令和2年4月1日設立）

行動計画 (A)の一覧表

主要方策1｜広域景観形成をさらに加速させる			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
01　富士山広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	15
02　伊豆半島広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	16
03　大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	17
04　浜名湖広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	18
05　駿河湾、旧東海道、国土軸広域景観の形成	交通基盤部 経済産業部	景観まちづくり課 先端技術振興課	19
主要方策2｜国内外に誇れる高質な公共空間を形成する			
事業・取組名	部局名担当課		頁
06　公共施設整備における景観配慮	交通基盤部	景観まちづくり課	20
07　無電柱化の推進	交通基盤部	道路企画課	21
08　清水海岸（三保地区）の景観改善の取組	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課	22
09　違反屋外広告物対策の推進	交通基盤部	景観まちづくり課	23
10　良好な屋外広告物の推進に関する取組	交通基盤部	景観まちづくり課	24
主要方策3｜静岡の景観を全ての地域から底上げする			
事業・取組名	部局名担当課		頁
11　市町の景観計画の策定・改定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	25
12　観光地エリア景観計画の策定・改定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	26
13　景観重要公共施設の指定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	27
14　専門アドバイザーの派遣	交通基盤部	景観まちづくり課	28
15　ふじのくに美しく品格のある邑づくり	経済産業部	農地保全課	29
16　豊かな暮らし空間創生の促進	くらし・環境部	住まいづくり課	30
主要方策4｜ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む			
事業・取組名	部局名担当課		頁
17　県費助成や許認可を通じた景観形成	交通基盤部	景観まちづくり課	31
主要方策5｜自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める			
事業・取組名	部局名担当課		頁
18　景観への意識醸成のための普及啓発	交通基盤部	景観まちづくり課	32
19　景観形成を担う人材の育成	交通基盤部	景観まちづくり課	33
20　地域活動を牽引するリーダーの養成	総務部	地域振興課	34
21　景観形成活動への関係人口の参加促進	企画部	企画課	35

主要方策1｜広域景観形成をさらに加速させる	富士山

事業・取組名

01 富士山広域景観の形成【基本方針】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

協議会やWGを通じて、行動計画に基づいた施策（修景事業等）を実施し、進捗管理・評価や法定協議会への移行に向けて取り組んでいくことで、富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）の形成を目指す。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	行動計画の推進	協議会･WGの開催、施策の実施（修景事業等）				
成果	行動計画の進捗状況	景観施策の推進･進捗管理		評価･景観施策の推進･進捗管理		
	法定協議会への移行	課題の整理 事例調査	法定協議会への移行調整		法定協議会への移行準備 （市町の景観条例改正）	
景観の質	富士山を活かしたシーニックエリアの形成	富士山の眺望景観を阻害するものの整除、富士山周辺の魅力的な景観の保全 富士山への眺望景観の創出				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 富士山広域景観の形成は、富士山周辺の６市３町（沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）と県で構成する協議会やWGで取組を推進している。
- 令和７年度は、行動計画策定から13年目に当たり、行動計画の中期（～令和6年度)が完了したことから、WG(R7.7.24)と協議会(R7.10.6、R8.1.16)を開催し、行動計画の取組効果の確認及び評価を行った。
- 屋外広告物WG(R7.11.17)を開催し、屋外広告物については、重点地区での是正指導の進捗状況の確認や、違反広告物を減らすための広報活動や無許可広告物に対する指導の取組の情報共有や意見交換を行った。
- 風景街道の取組を推進する須走地区や朝霧地区で、一斉清掃や沿道の道路施設清掃、草刈り等の修景活動を地元住民や関係団体との協働で行った。

≪成果≫

- 行動計画で位置付けた重点箇所の取組について、現行計画の中期（～令和６年度）までの取組効果の確認及び評価を行い、総合評価では「B　概ね目標を達成」という評価を得ました。
- 法定協議会への移行については、令和5年度に任意組織として継続運営していくことが協議会全員賛成を持って可決されている。なお、社会情勢の変化等により、法定化組織への移行が必要になった場合には、その都度検討を行う。



富士山周辺景観形成保全行動計画中間評価

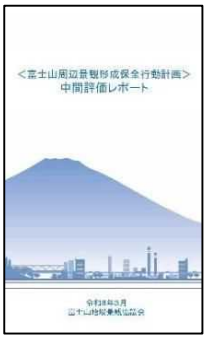

行動計画中間評価レポート



風景街道の取組（R7.6.28　小山町須走地区）
地元住民・企業・団体・行政など多くの人が集まり、清掃活動や草刈り等を行った。

評価	要因分析・改善点
進捗状況：A　目標成果：○	• 中間評価を実施することで、行動計画策定時から13年間で実施した様々な取組が富士山地域の景観に大きく寄与していることが確認できた。 • WGを開催することで、屋外広告物の是正指導のノウハウが共有され、違反広告物対策を推進していくことができた。

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 令和８年度は、行動計画の中間評価を踏まえ、今後の施策展開に向けて行動計画の見直しを進めていく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

令和7年度は、例年行っている修景活動等の活動に加え、現行計画の中期（～令和６年度）までの取組効果の確認及び評価を行い、富士山周辺景観形成保全行動計画（平成25年3月）に基づいてテーマによって異なるものの具体施策としては修景活動を中心に着々と実行に移されていることを確認したことは評価できる。今年度は検討に至らなかったが、９自治体以外の市町の参加を検討し、富士山広域景観の捉え方及び広域景観の形成の方針を再考することも期待される。

事業・取組名

02 伊豆半島広域景観の形成【基本方針】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

伊豆半島景観形成行動計画に基づき、施策の実施（修景事業）や協議会の開催、定期的な進捗管理を行い、世界から称賛され続ける美しい半島を目指す。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	行動計画の推進	協議会・WGの開催、施策の実施（修景事業）				
成果	行動計画の進捗状況	評価	景観施策の推進・進捗管理			評価
景観の質	世界から称賛され続ける美しい半島	・美しい伊豆半島を楽しめる「魅力的な沿道景観」づくり ・伊豆半島ならではのブランド価値を高める「美しい眺望景観」づくり ・個性豊かな愛着を持てる地域景観（観光地エリア）づくり				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 伊豆半島広域景観の形成は、伊豆半島の13市町と１団体（美しい伊豆創造センター）と県で構成する協議会やWGで取組を推進している。8/6に景観WG及び屋外広告物WGを開催した。景観WGでは、これまでの取組、成果、今後の課題について共有した。屋外広告物WGでは、違反広告物の是正状況について情報共有を図った。それぞれの所属で違反広告物の是正スケジュール表を作成し、グループワークで共有することで、進捗状況や問題点を共有した。
- 違反広告物対策として、伊豆の国市では地元住民が危険広告物や違反広告物を発見した際に通報できる窓口を設立した。
- 各市町の魅力をPRする場として、R7年度より、「伊豆半島景観協議会」の公式インスタグラムアカウントを作成し、花木や眺望景観の紹介を行っている。また、インバウンドを意識し、投稿文は日本語・英語の２言語により行っている。
- 景観形成の担い手育成を目的としたまち歩きやグループワークによる景観まちづくり学習を沼津市内の小学校で実施した。
- 町民の景観まちづくり意識の醸成や、新たな眺望地点の発掘のため、函南町で景観写真コンテストを実施した。

≪成果≫

- 情報発信の場として、新たにインスタグラムアカウントの運用を開始し、国内外の方へ伊豆半島の美しい景観のPRに取組んだ。
- 協議会構成員を対象に今年度の取組実績調査を実施し、行動計画に基づく取組が進捗していることを確認し、協議会構成員へ共有した。

≪景観の質≫

- 景観に配慮された面的な観光施設の整備のため、市町が策定した観光地エリア景観計画に基づく整備と、マニュアルに基づく景観チェックが行われいる。令和7年度末までに、13市町39箇所で計画が策定済で、令和７年度は、５市8箇所において整備された。



危険広告物通報窓口の設立
（伊豆の国市）



伊豆半島景観協議会
公式インスタグラムアカウント





観光地エリア景観計画による整備箇所
(左)熱川観光案内看板　(右)黄金崎遊歩道

評価

進捗状況	目標成果
A	○

要因分析・改善点

- インスタグラムアカウントの設立により「伊豆半島ならでは」の景観PRを行うことで、伊豆半島全体のブランド向上やインバウンドを意識した情報発信ができた。
- これまでは修景伐採や景観に配慮した公共物の設置が多かったが今年度は景観写真コンテストや景観まちづくり学習の実施等、新たな取組を進めることができた。
- 景観に配慮された面的な観光施設の整備が進んでいる。

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 眺望景観について、引き続き県内外に向けてPRを行っていく。
- 危険広告物通報窓口の設立や、景観学習など、新たな取組が多く見られたので、協議会内の他の所属へ展開していく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

外国人観光客の増加、また日本人客についても、円安や国際情勢不安による国内旅行の見直しによる増加の趨勢があるなか、伊豆半島についてイメージアップを図ることがより重要となっている。その視点から、景観にかかる情報発信の進捗は評価できる。しかしながら具体的な道路沿道景観や眺望景観の向上については課題が多い現状であり、継続的な注力がのぞまれる。

事業・取組名

03 大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成【基本方針】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

県と市町等で連携し、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画に基づき、協議会の開催や定期的な進捗管理を行うことにより、良好な茶園景観の保全・創出を推進する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	行動計画の推進	協議会･ＷＧ等の開催、施策の実施（官民連携事業等）				
成果	行動計画の進捗状況	景観施策の推進･進捗管理		中間評価	景観施策の推進･進捗管理	
景観の質	地域の誇り「茶園景観」を世界へ、暮らし･歴史が紡ぐ原風景を次代へ	良好な茶園景観の保全･創出				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 大井川流域・牧之原大茶園の広域景観の形成は、９市町（島田市、牧之原市、菊川市、御前崎市、吉田町、川根本町、焼津市、藤枝市、掛川市）と県で構成する協議会やWGで取組を推進している。令和７年度の協議会及びＷＧの開催実績は以下のとおり。

実施日	開催実績	主な取組内容
R7.6.24（書面）	第１回全体WG	・大井川流域・牧之原大茶園広報ポスターの作成
R8.2.9（書面）	第１回屋外広告物ワーキング	・新規重点箇所の確認 ・重点箇所における是正状況及び取組実績の情報共有

- 令和７年度は、３年に１度開催の世界お茶まつり2025（主催：第9回世界お茶まつり実行委員会（事務局：県お茶振興課内））が開催された。春の祭典においては、牧之原台地地区において茶畑ウォーキングを実施した。ふじのくに茶の都ミュージアムを起点として、茶畑の景観を楽しみながら、茶摘みが体験できるコースを造成し、グリーンティーツーリズムの展開を図った。参加者数等…4/26,27の２日間、のべ４回、73名
- 上記の2025 秋の祭典に掲示するため、茶園の美しい景観と協議会の取り組みをPRするポスターを作成し、世界農業遺産静岡の茶草場農法ブースにて掲示した。





茶畑ウォーキング



作成したポスター



世界お茶まつりでの展示の様子

≪成果≫

- 令和７年度に違反広告物重点箇所の再選定及び違反広告物数の再集計を行ったため、屋外広告物WGでは各市町の重点箇所における是正状況及び取組実績の情報共有を行った。
- 令和７年度末には、行動計画における取組状況及び修景事業の候補箇所の照会を行った。令和８年度以降の施策に繋げていく。

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	・世界お茶まつりの開催に併せたグリーンティーツーリズムの展開、景観及び取組事例のポスター掲出による広域景観協議会のPR等、行動計画に定める施策を実施できた。 ・屋外広告物WGにおける情報共有等により、違反広告物施策の推進を図った。
A	○	

今後の予定

□R7完了　■継続

- 引き続きWG等を開催し、行動計画に位置付けた事業の進捗管理を行う。
- モデル事業の実施や地域内外への広報PRにより広域的な取組として推進していく。
- ポスターによる広報のほか、修景活動などにより取組を進めていく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

計画通り、WGなどによる取組が行われている。特に、世界お茶祭り時に実施された「茶畑ウォーキング」は、茶摘みと共に、雄大な茶畑の景観を体験できるよい機会になったと考えられる。参加者数は限られるが、特有の茶畑景観を広報し、知ってもらうための手法として今後もなんらかの形で継続されることを期待する。今後の取組に向けて、参加者の意見なども聞き、記録に残していくとよい。

主要方策1｜広域景観形成をさらに加速させる	浜名湖

事業・取組名

04 浜名湖広域景観の形成【基本方針】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

協議会やWGを通じて、行動計画に基づいた施策（官民連携事業等）を実施し、進捗管理・評価や各市の景観計画の見直し等に向けて取り組んでいくことで、世界を魅了し続ける多彩な“環浜名湖の景観づくり”を目指す。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	行動計画の推進	協議会･WGの開催、施策の実施（官民連携事業等）				
成果	行動計画の進捗状況	景観施策の推進･進捗管理	短期評価	景観施策の推進･進捗管理		
	各市の景観計画の見直し	課題の整理、事例調査		景観形成基準等の検討 法定協議会への移行調整		景観計画の見直し準備
景観の質	世界を魅了し続ける多彩な“環浜名湖の景観づくり”	連続性のある沿道の景観づくり、 湖岸と一体となった景観づくり 自然豊かな浜名湖の眺望景観づくり				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 協議会・WGの実施状況は以下のとおり。
  第１回WG（R７.５.26）：行動計画の内容確認、令和６年度の取組振り返り、令和７年度の取組予定、現地WGの協議等
  第２回WG（R７.10.19）：官民連携による湖西市山口地区の修景活動（令和７～９年度の３カ年計画）
  地元住民（山口自治会）・地元団体・行政で連携し、防護柵等の修景活動を実施した。
  第３回WG（R８.３.19）：令和７年度の取組実績（総括票及び個票）の作成および共有
- PR事業として県内施設等への掲出やSNSにおける発信を行った。
- 実績報告書（総括表・個票）の作成を継続した。

≪成果≫

- 官民連携の修景活動により、防護柵等を周辺に溶け込む景観色に塗り替え、地域の景観向上につながった。参加者からは「自分たちの手で景観を良くしていると感じられた」「これからも継続したい」という意見をいただいた。
- 大江橋の橋梁の桁修繕に伴い、「ふじのくに色彩・デザイン指針」を参考に景観色へ塗替えた。（浜松市）
- 違反広告物について、浜松市は５件、湖西市は15件の是正が完了した。
- 歴史的建造物について、湖西市では新居新居関所周辺地区まちづくり事業補助金の利用が１件あった。浜松市では、旧舞坂脇本陣が市の歴史的形成建造物に指定された。
- 「浜松市道路・河川里親制度実施要綱」に基づき、各道路里親団体と協働での清掃活動を年３回以上行った。
- 浜名湖ミナトリング2025を開催した。5,500 人の来場者があり、来場者には、様々な催事を通じ浜名港及び浜名湖の魅力を満喫していただいた。



■山口地区修景活動（修景作業、修景後）


■大江橋の橋梁


■清掃活動



■浜名湖ミナトリング2025

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 官民連携による修景活動を実施し、地区の景観向上と地元の景観の意識醸成につながった。 • 取組実績報告を継続し、個票の作成も進めることで各団体の活動が共有できた。 • WGで行動計画の内容について確認し、協議会・要綱の必要性等について協議した。
A	○	

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 協議会やWGを通じて、公共建築物の色彩検討などを継続して実施し、浜名湖の景観向上に取り組んでいく。湖西市山口地区の官民連携の修景事業を、令和８・９年度も継続する。
- PR活動の強化・官民連携の強化・取組の長期的な継続により、住民等の理解の深化や活動の広域発信を目指す。
- 景観形成基準等の検討や景観計画の見直し、法定協議会への移行調整について検討を進める。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

多面的に活発な取組が行われており、市民の景観に対する理解を深め、地域の景観の向上につながっていることがわかる。一方で、景観の質に記されている「自然豊かな浜名湖の眺望景観作り」や「湖岸と一体となった景観作り」において、「自然景観」や「自然豊かな」をどのように捉えるかが曖昧なままとなっている。ネイチャーポジティブの側面も踏まえた取組が今後の課題となる。

主要方策1｜広域景観形成をさらに加速させる	駿河湾、旧東海道、国土軸

事業・取組名

05 駿河湾、旧東海道、国土軸広域景観の形成【基本方針】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課、経済産業部 先端技術振興課

達成目標

３つの広域景観エリアにおいて県と市町等で連携し、各広域景観の推進体制の構築に向けて取り組んでいくことで、複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図っていく。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	連携体制の構築	課題の整理、事例調査 勉強会開催		連携体制構築の検討･調整 勉強会開催		
成果	体制構築状況 （エリア数）	1エリア【駿】				全3エリア
景観の質	－	－				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

〇駿河湾

- 「世界で最も美しい湾協会」の取組に加え、令和元年度に「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」を設立し、海の美しさや豊かさを守るための啓発事業や清掃活動等に取り組んでいる。
- 令和７年度はしずおかの海ＰＲ大使と連携した情報発信のほか、海岸清掃活動、海洋プラスチックごみ防止活動支援などの事業を行った。
- ６月には「世界で最も美しい湾協会」が主催の世界同時海岸清掃イベントに参加し、ごみ拾いアプリ「ピリカ」を活用して、駿河湾沿岸での海岸清掃を実施した。

〇旧東海道

- 令和８年度から「地域の観光資源充実のための環境整備推進事業」が再編され、歴史的風致維持向上計画認定都市である三島市・掛川市が活用予定である。また、静岡市は計画策定に向け活用予定である。
- ２月24日には、県・静岡市・三島市・湖西市で取組の推進に向けた担当者顔合わせ会議を行い、情報共有と次年度以降の取組に関する協議を行った。

〇国土軸

- 本県の国土軸を形成する高速道路周辺等の違反広告物対策として、県内全インターチェンジ周辺を違反広告物是正重点箇所として指定し、県内市町と連携して違反広告物対策を進めた。

≪成果≫

〇体制構築状況…**１エリア（駿河湾）**

- 海に関する実践活動を行う企業・団体等と連携しながら、美しく豊かな静岡の海を未来に引き継いでいくための様々な活動を実施したほか、「世界で最も美しい湾協会」関連事業を通じて国内外への情報発信を行った。



■「世界で最も美しい湾協会」ビーチクリーンプロジェクト



■つなぐ会による海岸清掃活動



■県・３市による旧東海道担当者顔合わせ

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 駿河湾では、SNSやイベント参加の機会によりPR事業及び市町との連携を実施できた。 • 玄関口であるIC周辺を違反広告物是正重点箇所に指定することができた。
A	○	

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 「つなぐ会」のプラットフォームを活用して積極的に景観形成に関する情報発信を行うなど、連携して取り組んでいく。
- 国土軸及び旧東海道において、各広域景観協議会のＷＧ等における情報交換や勉強会等の開催により、市町等と連携していく。
- 国土軸においては、引き続き、県内全市町と連携して違反広告物の是正を中心に進めていく。
- 旧東海道については、ガイドラインの作成・推進会議設立に向けて情報共有・勉強会を進めていく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

駿河湾については、活動や体制づくりに関し進展があったことが認められる。旧東海道については、部分的ながら沿線自治体で関連する計画策定や活動への取り組みが進んでおり、広域の連携体制構築にかかる基礎状況は整ってきている。国土軸も高速道を主体に事業活動が進んでおり、広域での情報交換が必要とされよう。令和8年度における体制構築に関し現実をふまえた尽力が望まれる。

事業・取組名

06 公共施設整備における景観配慮【基本方針・景観整備・普及啓発】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

公共施設の整備に際し、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発や充実を図り、高質な公共空間を形成する。県が実施主体である大規模な公共施設については、専門家による検討を行う。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	ふじのくに色彩･デザイン指針の普及啓発･充実	説明会等の実施 随時改定				
成果	説明会等の実施 専門家による検討の実施	説明会等の実施数、参加者数 専門家による検討の実績				
景観の質	高質的な施設整備	高質的な施設整備の実現				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発の充実に向けて、年度当初に県内全土木事務所で開催する土木技術職員説明会での情報提供、8月に建設技術監理センター主催で行う研修会で事例を含めた説明を行った。
- 上記に加え、11月には令和７年度の「ふじのくに景観形成計画」改定を機とし、同指針及び運用編の周知徹底を図るため、建設技術監理センターにおいて「「ふじのくに色彩・デザイン指針」及び「運用編」研修」を開催した。同指針の周知に加え、専門家から「公共施設の高質化」の講演を行い、公共施設における景観配慮の手法等について周知した。参加者の約96%が内容に「満足」しており、「公共建築の重要性理解が進んだ」等の意見が聞かれた。

≪成果≫

- 令和７年度の土木技術職員研修受講者は116名、建設技術監理センター研修受講者は69名と様々な機会を活用して普及啓発を行うことができた。
- 令和７年度の専門家による検討は、設計８件、工事４件の合計12件が行われ、累計実績は118件（平成23年度から令和７年度末）となった。その他、メールやWEB等による簡易的な景観検討も行われており、工事担当者の景観への意識の高まりにとともに、専門家への相談や検討が行われるようになってきた。
- 専門家による検討内容及びその結果を、現場の担当職員も含め情報共有を行うため、これまでの検討実績及び現場状況をまとめた資料を閲覧できるしくみを県のGIS上で令和5年度から運用しており、適宜情報の更新を行っている。
- 過年度に専門家による検討を行った事業の完成時に、全庁職員に対して景観検討の助言内容を紹介するなど、公共事業における景観形成の重要性について啓発を行った。



技術監理センター研修の様子（11月）

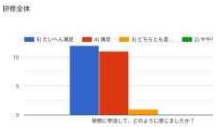

■アンケート結果
「満足」･･･約96％
※研修内容（全体）について



個別検討の実績は庁内GISで公開
（毎年年度当初に更新）



個別検討の様子

評価

進捗状況	目標成果
A	○

要因分析・改善点

- 職員が常時必要な情報にアクセスできるコンテンツ（ホームページやGIS）や庁内掲示板による情報発信により、普及啓発の充実を図ることができた。
- 説明会は、出先事務所の土木職員の半数以上受講しており、専門家による景観検討は12件と年間平均（約8回）を上回る実施ができた。

今後の予定

□R7完了　■継続

- 「しずおか色彩・デザイン指針※」の充実を図りつつ普及啓発に努め、県職員や建設業者等の景観形成に対する意識の向上と高質な公共空間の形成を推進する。
- 専門家による個別検討は、助言内容を反映できる段階で、対象となる施設を漏れなく行えるように事業課や土木事務所に周知徹底を行う。※令和8年3月「ふじのくに色彩・デザイン指針」から名称変更

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

「ふじのくに・色彩デザイン指針」の普及については、建設技術監理センター研修での研修会を2回とし前年の27名から69名と増加しているが、土木技術職員研修では264名が116名と減少している。研修を行っているとともに、専門家による検討内容をGISを用いて情報共有しており、県職員の公共施設整備における景観配慮に対する理解はすすんでいると考えられる。専門家による個別検討においては、今後の予定にあるように好ましい助言が可能な段階でかつ反映できる段階で行われることが好ましい。既に手遅れの状態では有効な助言が現実に反映されない場合がある。また、整備やデザインの内容について、時代を先導するようなデザインなのか、デザインガイドラインのような教科書にきちんと沿って行われる公共の設計で最も頻度の高い目立たないデザインなのかも今後議論していくことが好ましい。

主要方策2｜国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	公共空間の高質化

事業・取組名

07 無電柱化の推進【景観整備】

担当課｜交通基盤部 道路企画課

達成目標

県内の景勝地や観光地等において、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整し、景観を阻害している電柱・電線の撤去を進め、沿道景観や眺望の改善を図る。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	関係機関と連携･調整、無電柱化の実施	静岡県無電柱化推進計画に基づき、無電柱化事業に係る調整や工事の実施				
成果	無電柱化着手率※1	良好な景観形成に資する主要な道路※2 無電柱化着手率　16％ → 19％				次期計画で検討
景観の質	沿道景観や眺望の改善	無電柱化により沿道景観や眺望の改善				

※1 無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合
※2 市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区（重点地区）内にある国道及び県道

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 令和４年３月に策定した静岡県無電柱化推進計画に基づき、「防災」、「安全・円滑な交通確保」、「景観形成・観光振興」に該当する道路の無電柱化を優先的に実施している。併せて、新技術・新工法の活用等によるコスト縮減や、既存ストックの活用等による事業のスピードアップにも取り組んでいる。
- 国道414号（沼津市杉崎町）において電線共同溝等の工事が完了した。
- 国道135号（熱海市渚町）、国道138号（小山町須走）において電柱・電線の撤去が完了した。

■良好な景観形成に資する主要な道路の無電柱化箇所





≪成果≫

- 令和７年度までに、景観形成・観光振興の観点から県道富士富士宮線（富士宮市宮町）、県道御殿場停車場線（都市計画道路新橋茱萸沢線、御殿場市新橋）等 計９箇所において電線共同溝工事に着手した。
- 工事着手率は、目標値19%に対し、令和７年度末に17%であったが、目標延長13.2㎞に対し実績11.85㎞であり、設計には着手済で、概ね目標を達成することができた。

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 良好な景観形成に資する主要な道路の無電柱化に向け、無電柱化着手済み箇所の工事を推進した。 • 引き続き、新規箇所の工事着手に向けて電線共同溝設計を推進していく。
A	○	

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 次期計画の策定を進めていく。
- 引き続き、管路の浅層埋設など多様な整備手法の活用や電線管理者が設置した既設管路の活用などにより一層のコスト縮減や事業のスピードアップを図る。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

無電柱化については、コスト縮減、既存ストックの活用など手法の提案は行われているものの、国レベルでも十分に進行しているとはいいがたく、目標値が達成されたとはいえ決して高い目標ではないこともうなずける。令和8年度には国土交通省から新たな5か年計画も発表されたので、その計画に沿った実行が望まれる。特に、景観・観光計画と連動した無電柱化計画の立案が求められており、検討することが望ましい。低コスト化については、裏側配線や軒下配線に加え、浅層埋設、地上配線など、新たな手法も提案されているので、地中化以外の無電柱化手法を、市町との連携になるとは思うが試みるのも重要であると考える。地上配線は先例はほとんどないが、富士山背景とする郊外部の道路など条件が整えば有効な手法であると考える。

主要方策2｜国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	公共空間の高質化

事業・取組名

08 清水海岸（三保地区）の景観改善の取組【景観整備】

担当課｜交通基盤部 河川企画課・河川海岸整備課

達成目標

富士山の眺望を阻害する既存の消波堤を景観に配慮した突堤等に置き換え、養浜との組み合わせにより、砂浜の保全と景観の改善を図り、世界文化遺産構成資産にふさわしい景観を実現する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	消波堤を突堤等に置き換えて養浜を行う	2号新堤（南）の整備				
		モニタリングによる1号消波堤の部分的な撤去				2号消波堤の段階的な撤去
成果	視点場からの富士山眺望の変化	視点場からの眺望阻害要素の段階的な改善				
景観の質	世界文化遺産構成資産にふさわしい景観	富士山眺望景観の改善				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- １号突堤整備後の地形変化モニタリング結果等に基づく、２号新堤（南）の設置位置の見直し、景観を阻害しない函体天端形状への変更を経て、令和８年３月に２号新堤（南）の設置を完了した。また、景観に配慮した養浜盛土の修景を行ったほか、景観及び防護に関するモニタリングを実施した。





≪成果（視点場からの富士山眺望変化）≫

- １号消波堤の段階撤去により、視点場からの阻害要素の見え方が改善した。（令和７年度モニタリング結果）







評価	要因分析・改善点
進捗状況：A　目標成果：○	• 令和２年度に実施した１号消波堤の段階撤去（撤去レベルb1）により、視点場からの阻害要素の見え方が改善し、現在も良好な状態を維持できている。 • 技術検討ワーキング部会において、景観や海岸工学の専門家から技術的助言を頂きながら、景観を阻害しない函体天端形状の検討を踏まえた２号新堤(南)設置を完了した。

今後の予定

□R7完了　　■継続

- ２号新堤（南）、（北）の整備を進めるとともに、景観に配慮した盛土養浜を実施する。
- 引き続き、モニタリングを通じて対策による効果・影響等を検証する。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

例年、着実に景観改善が行われている取組である。実際に現地を見ても、すでに撤去工事が進捗している1号消波堤は、2号消波堤と比較すると確かに垂直見込み角が小さくなっているように見える。来年度からは、2号消波堤の段階的な撤去が始まり、撤去によって景観が改善されていくことが予想される。ぜひとも、解像度のよい写真を撮影して事業のPRにつなげてもらいたい。

事業・取組名

09 違反屋外広告物対策の推進【規制誘導・普及啓発】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

東京五輪を契機として行った伊豆半島における違反野立て広告物の是正指導により得られた知見等を県内全市町に展開・継承するとともに、新たな違反広告物が発生しないよう普及啓発等を実施し県内沿道景観の改善を図る。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	知見の展開・継承、制度の普及啓発等	各地域景観協議会を通じた知見等の展開・継承 適正化旬間等を活用した普及啓発の実施、講習会の実施				
成果	違反広告物への対応力向上、制度の理解促進	違反広告物に対する職員の対応力向上、 制度の理解促進、屋外広告業者の育成				
景観の質	違反広告物の是正等による景観の変化	県内各地域の沿道景観の改善				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 違反広告物対策は、H30年に指定した違反広告物是正重点箇所について、Ｒ６年度末時点で全県で70%以上の是正が完了していることから、令和７年度に違反広告物重点箇所の再選定及び違反広告物数の再集計を行った。
- R7年度も各地域の広域景観協議会に設置している屋外広告物WGや各地域の違反屋外広告物対策地域連絡会を通じて、伊豆半島の先進的な是正指導の知見だけでなく、各地域で取り組んだ是正指導の知見を共有することで、職員の対応力向上を図った。９月1日～10日の屋外広告物適正化旬間では、県下一斉で違反広告物パトロールや広報誌・チラシ等による普及啓発活動を実施した（延べ125名の行政職員等が参加、44件の簡易広告物を除却）。
- 屋外広告物講習会を実施し、35名が受講し屋外広告業者の育成を図った。

広域景観の地域別	違反広告物（R7.8.31時点）			是正状況（R８.3時点）	
	IC周辺	景観形成上重要な箇所等	合計	是正数	是正率
伊豆半島（７市６町）	2	124	126	4	３％
富士山周辺（４市３町）	89	32	101	10	10%
大井川・牧之原大茶園等（9市町+３市町）	89	145	234	16	７％
浜名湖（２市）	44	32	76	22	29%
静岡市（１市）	54	0	54	3	６％





◀違反広告物の是正（富士市）



◀適正化旬間中の広報（伊豆の国市）

評価	要因分析・改善点
進捗状況：A　目標成果：○	• 違反広告物の重点箇所を再選定し、それぞれの所属で是正を進めることができた。 • 担当者会議や屋外広告物WGでは、グループワークなど、事例研究の場を設けることで、違反広告物是正の知見を深めることができた。 • 屋外広告業者や広告主の制度に対する習熟を深めるとともに、一般県民等の制度認知向上が必要である。

今後の予定

□R7完了　■継続

- 各広域景観協議会の屋外広告物WGや違反屋外広告物対策連絡会を、継続して開催し、県全体で是正指導のノウハウを共有するなど、違反広告物対策を推進していく。
- 新たな違反広告物が設置されないよう、屋外広告業者や広告主への理解促進や、一般県民等への広報啓発を図っていく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

H30年に指定した違反広告物是正重点箇所について、Ｒ６年度末時点では全県で70%以上の是正が完了していることから、令和７年度に違反広告物重点箇所の再選定及び違反広告物数の再集計を行ったことは前向きな動きであり大いに評価できる。静岡県の違反屋外広告物対策について、他県と比較し、日本全国に情報発信していくことも考えた方が良い。

事業・取組名

10 良好な屋外広告物の推進に関する取組【普及啓発・規制誘導】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

良好な広告物・安全対策に関する普及啓発、県屋外広告物条例の規制強化・各市の独自条例化の策定支援や申請手続きのデジタル化等により、良好な屋外広告物の取組を推進する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	普及啓発、県条例改正・独自条例化、デジタル化	普及啓発ツール作成		普及啓発の実施		
		県屋外広告物条例の改正				
		独自条例化働きかけ		各市による独自条例の策定支援・制定		
		デジタル化検討	申請手続きのデジタル化			
成果	理解促進、規制強化、効率化	良好な広告物等の理解促進、県条例による規制強化、独自条例の制定、事務手続きの効率化				
景観の質	取組推進	良好な屋外広告物の取組を推進				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績・成果≫

- 屋外広告物・業制度に関する周知を以下のとおり実施した。
- 令和７年度は、市町や土木事務所との協議の上、診療所を開設する方等の医療関係団体に向けた広報を行った。

周知先	周知の方法	内容
県内保健所（政令市・中部保健所を除く）	・窓口にチラシを配架 ・診療所等を新たに開業する方にチラシを送付	・屋外広告業登録について
県土木事務所　工事発注担当課	職員研修の場で制度周知・資料配布	・屋外広告業登録について ・公共広告物のルールについて

- 沿道景観を保全するため、令和８年３月に一部開通した３件の路線（国道150号磐南Ⅱバイパス、市道赤土高橋線、県道吉田大東線）その周辺について、静岡県屋外広告物審議会の審議等を経て、屋外広告物の設置に許可が必要となる普通規制地域に指定した。
- 各市の独自条例策定に向けて意向確認や相談対応を行うとともに、相談があった市に対し策定の働きかけを行った。



周知に使用したチラシ（医師会・病院協会）



周知に使用したチラシ（県土木事務所）

評価

進捗状況	目標成果
A	○

要因分析・改善点

- 広告主となる医療関係団体への周知や、屋外広告物の規制強化などにより、適切な屋外広告物の掲出を促すことが出来た。
- 一方で、より優良な屋外広告物を推進する取組はできておらず、今後の課題となっている。

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 充実した普及啓発ツールをもとに、普及啓発を強化していく。
- 関係市町と連携し新規開通路線について規制対応を図るとともに、引き続き独自条例策定に向けて働きかけを行うとともに、電子申請化にむけた検討や準備を進めていく。
- 「良好な屋外広告物」とはなにか検討していく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

各関係団体に屋外広告物制度の内容等について周知を図っており、違法な屋外広告物の設置を未然に防ぐことにつながっていると考えられる。また各市の独自条例化の推進も、無秩序な屋外広告設置を防ぐために重要である。
今後、更にデザイン的に優れた屋外広告物の推進について取り組む必要があろう。富士市、裾野市では、優良な屋外広告物の表彰も行っている。「良好な屋外広告物」とはなにか検討していくことが今後の予定に明記されたことは評価されて良い。

事業・取組名

11 市町の景観計画の策定・改定（重点地区指定）支援【その他】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

市町景観行政を積極的に支援することにより、景観計画の策定・改定（重点地区指定）を促し、市町が地域の実情に合った景観行政を推進していく。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	市町景観行政の積極的支援	景観セミナー、景観形成推進アドバイザーの派遣、景観計画策定及び改定の働きかけ（トップセールス）				
成果	景観計画策定数	27市町	28市町	29市町	30市町	関連計画の見直し
	重点地区指定数	16市町	17市町	18市町	19市町	
景観の質	地域の実情に合った景観行政の推進	景観計画策定による地域の個性を活かした景観誘導				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 景観への知識及び理解を深めるため、市町職員を対象とした景観セミナーを６回開催（受講者数延べ288人）し、計画策定等の支援・働きかけを行った。
- 国庫補助制度（景観改善推進事業）を活用し、西伊豆町が景観計画策定及び重点地区指定に向けて取り組み、伊東市、沼津市、裾野市、御殿場市及び富士宮市が重点地区指定に向けて取り組んだ。また、伊東市、沼津市、裾野市、御殿場市及び藤枝市は令和８年度に国庫補助制度を活用し、重点地区指定に取組む予定。

≪成果≫

○景観計画策定市町数：30市町…御前崎市が新たに景観計画を策定した。西伊豆町が令和８年４月に計画を施行予定。
○重点地区指定数：17市町…御前崎市が御前崎灯台周辺とあらさわふる里公園周辺を計画策定に併せて指定した。これまで重点地区を指定していない西伊豆町、藤枝市が令和８年４月に重点地区指定を施行予定。

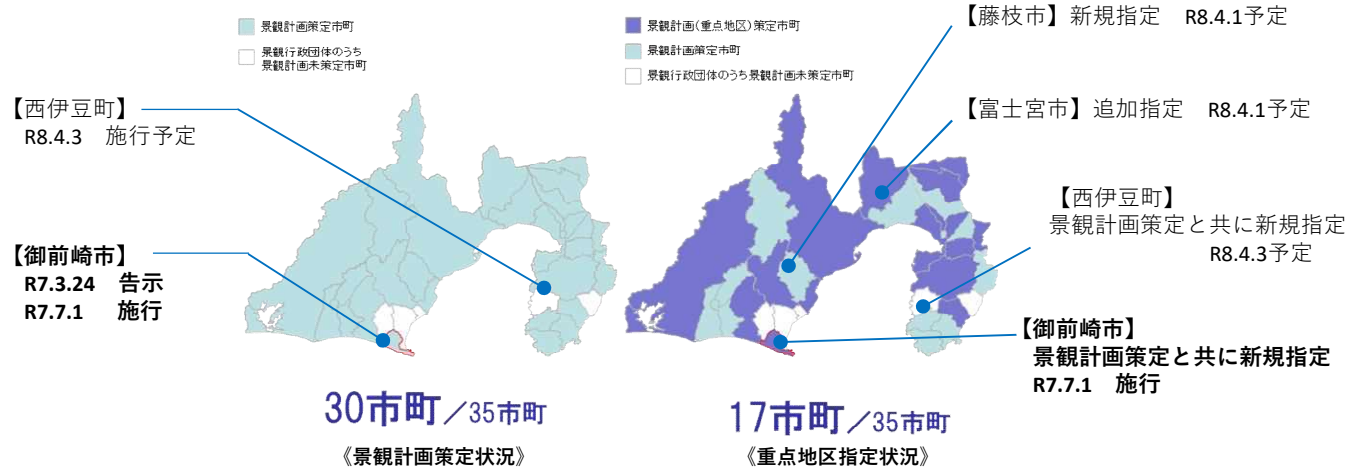

《景観計画策定状況》　《重点地区指定状況》

評価	要因分析・改善点
進捗状況：B　目標成果：●	• 景観セミナー及び国庫補助活用等の市町支援の取組を継続して実施しており、景観計画策定市町・取組中の市町が着実に増えている。 • 重点地区の指定については上記同様の支援を実施し、景観計画を策定した御前崎市が新規に重点地区を指定した。 • 令和７年度末の目標にはわずかに届かなかったものの、4月に施行予定の市町も含めると、計画策定市町数は31市町、重点地区指定市町数は19市町となる予定。

今後の予定

□R7完了　■継続	• 令和７年度の取組に加えて、令和８年度も未策定市町へのヒアリング等を行い、計画策定支援に繋げていく。 • 重点地区については住民調整に時間を要することから、アドバイザー派遣や景観セミナーの開催を通じて、市町の景観行政を支援していく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

今後計画改定も進む中、景観についての取り組みの充実を図りたい。特に建築物規制を中心とした取組から、公共施設改善や、景観向上の活動促進などに景観方策を拡充していくことが望まれる。また同時に景観計画未策定の2市についても、取組の促進を働き掛けることが期待される。

事業・取組名

12 観光地エリア景観計画の策定・改定支援【その他】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

市町の観光地エリア景観計画の策定・改定を景観形成推進アドバイザー等により支援し、マニュアルに基づく景観チェックや観光地エリア景観計画の進捗を確認していくことで、市町が周囲の景観と調和した観光地域づくりを推進していく。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	観光地エリア景観計画の策定･改定支援	アドバイザー派遣 マニュアル改定（事例集の作成等）				
成果	マニュアルに基づく景観チェック※	計85件	計100件	計115件	計130件	計145件
	観光地エリア景観計画の進捗確認	伊豆半島（13市町）	伊豆半島以外にも拡充（政令市を除く20市町）			随時進捗確認
景観の質	地域の実情に合った景観行政の推進	周囲の景観と調和した観光地域づくり				

※　単位表記修正：「エリア」→「件」

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 観光地エリア景観計画に基づく施設整備のために、景観形成推進アドバイザーを１市（１回）に派遣した。
- 観光地域づくり整備事業費補助金制度（県観光政策課所管）の採択要件として観光地エリア景観計画の策定を義務付けており、市町担当者説明会等を観光部局と連携して実施することで、制度の徹底を図った。
- 令和７年度は、県内１箇所において新規計画の策定、１箇所において計画改定を行った。令和７年度末時点で27市町67箇所（伊豆半島13市町39箇所）の計画が策定済みである。

≪成果≫

- 観光地エリア景観計画に基づく施設整備について各市町景観担当課と連携し、令和７年度には32件の施設整備の景観チェック（設計時及び完成時）を行った。平成29年度からの累計としては208件の景観チェックを行っている。
- 観光地エリア景観計画を未策定の森町では、令和7年度に新規計画（吉川周辺地区）を策定した。

	～R3	R4	R5	R6	R7
件数	-	19	40	41	32
累計	76	95	135	176	208

■マニュアルに基づく景観チェック数(件)



■計画に基づく施設整備へのアドバイザー派遣（伊豆市）



■地域景観ミーティングの様子（森町）

評価	要因分析・改善点
進捗状況：A　目標成果：○	• 景観形成推進アドバイザーの派遣や景観チェックの実施により、周囲の景観と調和した施設設計及び整備が進んでいる。 • 各市町観光部局職員に対して制度の説明を行うなど、観光部局と連携強化により、目標とする成果（計130件）を達成することができた。

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 今後も引き続き、景観形成推進アドバイザーの派遣等により市町支援を行っていく。
- 計画の実効性を高めるために景観チェックの実施を徹底するとともに、ソフト施策などを含めた計画全体の進捗確認を実施していく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

観光地エリア景観計画は、地区レベルの景観整備を進めるさいに重要な役割を果たしてきており、大きな成果を挙げている。特に計画策定が、主として市町職員の直営により行われること、市民参加が図られること、専門アドバイザーの関与があること、が重要である。今後も市町や県全体の景観向上の大きく寄与することが望まれるため、適切な運用拡大が望まれる。ただ、一部には、観光目的を過度に意識するなど、地域の景観向上から逸脱するケースも少数ながら存在することから、より適切な運用が望まれるところである。

事業・取組名

13 景観重要公共施設の指定支援【その他】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観重要公共施設制度の活用を促進し、市町が地域の景観を構成する重要な公共施設を景観重要公共施設に指定していくことで、地域の実情に合った景観行政を推進していく。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	景観重要公共施設制度の活用促進	指定候補の検討・調整 各景観協議会を通じた制度活用の働きかけ		関係機関への働きかけ 各景観協議会を通じた制度活用の働きかけ		
成果	景観重要公共施設の指定数 （内、県管理施設）	計69箇所 （25）	計70箇所 （26）	計71箇所 （27）	計72箇所 （27）	計73箇所 （28）
景観の質	地域の実情に合った景観行政の推進	市町景観計画による景観誘導				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 「県が管理する公共施設を景観重要公共施設として定める場合の事務処理要領」を県内市町に周知し、景観重要公共施設制度の活用を促した。また、令和８年度には西伊豆町が景観計画策定とともに景観重要公共施設を指定予定である。
- ６月には、市町担当者を対象に「景観法活用セミナー」を開催した。国土交通省の担当課長補佐から「景観まちづくりの推進に向けて」との講演と、景観まちづくり課担当から「県内の景観法活用状況」として、景観重要公共施設の活用イメージや手順等をスライドを用いて説明を行った。
- 11月には、市町担当者及び庁内担当者を対象に、令和７年度の「ふじのくに景観形成計画」改定を機とした同指針及び運用編の周知徹底を図るための「「ふじのくに色彩・デザイン指針」及び「運用編」研修」を開催し、公共施設の高質化（理念編、実践編）の講演において、公共施設における景観配慮の手法や、景観施策としての重要公共施設指定の活用について周知した。



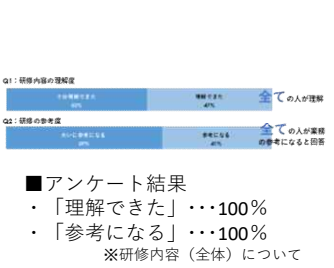

■アンケート結果
・「理解できた」･･･100％
・「参考になる」･･･100％
※研修内容（全体）について

《景観法活用セミナー》



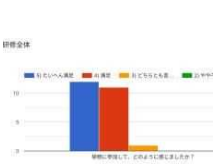

■アンケート結果
「満足」･･･約96％
※研修内容（全体）について

《「ふじのくに色彩・デザイン指針」及び「運用編」研修》

≪成果≫

- **景観重要公共施設の指定数：計76箇所（うち、県管理施設26）**
- 景観重要公共施設として、西伊豆町の国道136号（県管理施設）の指定が、町と県の協議を経て、景観計画の策定にあわせ令和８年４月３日に告示され、令和８年４月３日に施行となる。伊東市の大川橋・伊東大川（県管理施設）の指定が、市と県の協議を経て、令和８年４月１日に告示され、令和８年４月１日に施行となる。
- 令和８年度は西伊豆町と伊東市の新規指定が追加され、計82箇所（うち、県管理施設30）となる予定。

評価	要因分析・改善点
進捗状況：B　目標成果：●	• 西伊豆町は景観計画の策定、伊東市は計画の改定に併せて景観重要公共施設を指定したため、今後も計画改定予定の市町に働きかけることで重要となる。 • 景観セミナー等を通じて指定の働きかけを実施したたため、今後は各協議会を通じた働きかけ・指定を検討する市町との個別協議が必要がある。 • 令和７年度の県管理施設の目標にはわずかに届かなかったものの、令和８年度以降の指定に向けて市町との協議を実施した。

今後の予定

□R7完了　■継続

- 引き続き、市町職員向けの景観セミナー及び広域協議会を通じて、景観重要公共施設の指定による景観への効果やメリットを示す。
- 景観計画改定予定の市町・景観重要公共施設の候補が記載されている市町を中心に指定を働きかける。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

制度活用にかかる県の取り組みが功を奏しつつあり、市町において景観重要公共施設の指定にかかる取り組みが進んでいることが評価される。また県においても、事業が予定される等の公共施設において、施設整備に伴う美化修景に取り組む際、自ら景観重要公共施設指定を市町に要請していく方向も検討すべきと考えられる。

事業・取組名

14 専門アドバイザーの派遣【その他】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観工学や色彩、観光等の専門家をアドバイザーとして登録し、市町の景観計画の策定又は見直しや公共施設の整備等について検討する際に、景観形成推進アドバイザーとして派遣することで、市町が景観行政の中心的な役割を担い、地域の特性に応じた景観形成を推進できるように支援する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	アドバイザーの認定・登録、市町への派遣	アドバイザーの認定・登録、市町へ制度活用促進				
成果	市町等への派遣実績	市町へのアドバイザー派遣				
景観の質	市町職員意識変化	−				市町職員の満足度向上

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 令和７年度中に29名のアドバイザーの委嘱期間を更新し、令和７年度末時点で景観工学や色彩、観光等の専門家35名をアドバイザーとして認定・登録している。
- 年度当初に、市町担当者に向けて本制度の周知と他市町の活用事例を情報共有するため、アドバイザー総覧及び事例集を作成し、配布した。
- アドバイザー制度を紹介するリーフレットやアドバイザー総覧を県ホームページに掲載し、関係機関の利用を促した。

■アドバイザー制度を紹介するリーフレット



■登録アドバイザー35名のプロフィールをまとめたアドバイザー総覧

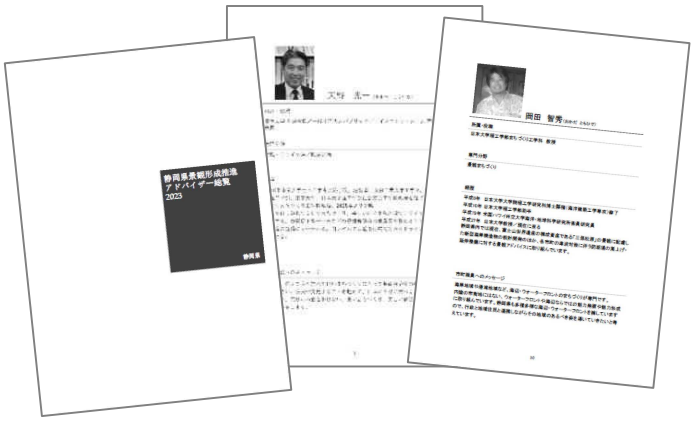

≪成果≫

静岡県景観形成推進アドバイザーの派遣件数（実績）　**令和7年度７件**（R6:9件、R5:17件、R4:18件）

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• アドバイザーの任期更新に当たり、29人から再任の承諾を得ることができ、様々な分野の専門家のアドバイスが引き続き受けられるよう体制を整えた。 • 実績報告やアドバイザー事例集には、市町の担当者から非常に有意義であるとの声が書かれ、派遣をリピートする市もあった。 • 派遣申請のあった全ての市町には派遣することができたが、利用実績のない２町の利用に向けて制度PRを図る必要がある（政令市を除く33市町のうち31市町で利用実績あり）。
A	○	

今後の予定

□R7完了　■継続	• 市町が行う公共施設整備（公園整備や観光施設等）において、アドバイザー制度を活用してもらえるよう、各事業における担当者研修会等で制度PRを行う。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邉委員）

アドバイザー制度は31市町で活用実績があり、専門的な知見を地域の景観形成に生かす仕組みとして定着していることがうかがえます。一方で、派遣件数は減少傾向にあるため、制度の周知だけでなく、利用実績のない2町に対してはニーズ調査を実施し、活用が進まない要因を把握することも重要ではないでしょうか。その結果を踏まえた支援や制度改善を行うことで、県内全域の景観行政の底上げにつながることを期待します。

事業・取組名

15 ふじのくに美しく品格のある邑づくり【普及啓発・その他】

担当課｜経済産業部 農地保全課

達成目標

地域資源の保全・活用に先進的に取り組んでいる集落を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信しながら、邑と多様な主体との連携による協働の取組を支援し、農村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	美しく品格のある邑づくりの推進	広報、多様な主体との協働、人材育成				
成果	ふじのくに美しく品格のある邑づくりの参画者数※	基準：73,058人（令和2年）→目標：87,600人（令和7年）				
景観の質	農村景観の保全	―				農村景観の持続、活用

※ふじのくに美農里プロジェクト、しずおか農山村サポーター「むらサポ」、しずおか棚田・里地クラブ、一社一村しずおか運動等の協働活動やオンラインの交流等に参加した人数（重複除く実数）

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

●広報

- ふじのくに美しく品格のある邑として農山村の景観等地域資源の保全に取り組む地域を新たに２地域登録（累計157地域登録）。
- 各邑の景観保全等の取組を県民に広報する季刊誌を年４回発行。
- しずおか農山村サポーター「むらサポ」により、農山村の美しい景観等の情報をメールマガジンやフェイスブック等SNSにて発信。（R7年度末までに5,838名が登録）
- 静岡駅地下ショーウィンドウやデジタルサイネージを活用し県内農山村地域をPRする広告を行った。



■邑の取組を紹介する季刊誌「むらのおと」

●多様な主体との協働

- R5から実施している「農村連携促進支援事業」により、県内４地域で農村と企業等による農村資源を活用した新たな協働活動を支援した。
- R6から実施している「農村次世代関係人口創出事業」により、県内３つの大学がそれぞれ農村地域での協働活動に取り組んだ。その成果について、大学生がSNSに投稿することで、地域を担う次世代へ取組の認知・拡大を図った。



■～竜ヶ石山～西四村の里（浜松市浜名区引佐町）
×地域盛り上げ隊サークル（静岡県農林環境専門職大学）

●人材育成

- 農山村に関する課題等を相談できる「ワンストップ窓口」を県内4地域に開設し、農村景観といった地域資源を情報発信する研修会等を開催したほか、個別の相談に対応。（研修会４回、相談件数51件）

≪成果（令和７年度期待値：87,600人）≫

- ふじのくに美しく品格のある邑づくり参画者数：89,891**人（R7年度実績。期待値達成）**

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 季刊誌、ホームページ、ＳＮＳ等を通じた情報発信により、農山村地域の景観保全の必要性について、県民に対して周知できた。また、地域外の企業・大学等との協働活動により、景観保全活動が推進された。
A	○	

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 情報発信やワンストップ窓口の在り方、各種研修会について、より効果的な方策を模索する。
- 多様な主体との連携拡大により、持続可能な農村に向けた体制強化を支援する。
- 邑（むら）同士の横の繋がりを促進し、取組の相乗効果発現を図る。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

R8年度までの成果目標である「ふじのくに美しく品格のある邑づくりの参画者数」がＲ7年度に達成された。一方、「景観の質」については、R8年度に新たに「農村景観の持続、活用」が掲げられている。これまで取り組まれてきた認知の拡大から、持続・活用につなげるには、多様な主体との連携拡大に加えて、農業振興における体制の強化や、他部局との連携の強化なども欠かせない。複数年かけてでもしっかりと取り組まれることを期待する。

事業・取組名

16 豊かな暮らし空間創生の促進【普及啓発・景観整備】

担当課｜くらし・環境部 住まいづくり課

達成目標

生活と自然が調和する住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備するため、「豊かな暮らし空間創生住宅地」に係る講演会の開催やアドバイザーの派遣など普及啓発を図る取組を行う。
また、一定の基準を満たした住宅地を認定し、ふじのくにフロンティア推進区域等における住宅地整備に対する助成を行い、豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現を図る。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	景観に配慮した住環境の実現に向けた普及啓発	講演会の開催やアドバイザーの派遣				
成果	豊かな暮らし空間創生住宅地の認定・助成	豊かな暮らし空間創生認定住宅地の構成区画数 基準 314区画（令和２年度）→目標　660区間（令和8年度）				
景観の質	景観に配慮した住環境	認定住宅地の整備状況				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- これまでに県が認定した「豊かな暮らし空間創生住宅地」を県ホームページ等で紹介するなど、良好な住宅地の形成・確保の必要性を、民間事業者等へ普及啓発を行った。
- 人々の住まいに対する価値観、暮らし方、住まい方に対応した、静岡県らしい豊かな暮らしを実現するための「住まい方ビジョン」を産学官の連携により作成した。令和７年度は、これまでに作成した素案に対して、有識者へ計５回の意見聴取を実施し、豊かな自然と地方都市が共存するなどの特性を踏まえ、「里に住まう」、「山・河・湖と住まう」、「街に住まう」及び「海と住まう」を提唱した。



＜静岡住まい方ビジョン＞

≪成果≫

- 制度創設から10年超経過し、これまで計11団地379区画を「豊かな暮らし空間創生住宅地」として認定しており、県内においても景観に配慮した豊かな住環境が整備され、一定の成果を上げられた。（R7年度期待値600区画の約６割を達成）

評価	要因分析・改善点
進捗状況：B　目標成果：●	• 人口減少により新規住宅着工件数も減少し、民間開発業者にとって新たな宅地供給が難しい状況の中、令和７年度に認定した住宅地は無かった。 • コロナ禍を経てライフスタイルも多様化していることから、人口減少社会を踏まえて、これまでの「住宅」、「宅地」を増やしていく考え方から、「住まい方」に着目した新たな展開が必要。

今後の予定

□R7完了　■継続	・「豊かな暮らし空間創生の促進」については、事業見直しにより、今まで取り組んできた思想を継承しつつ、「良好な住宅地の普及啓発」として取組を継続していく。 ・「良好な住宅地の普及啓発」は、事業・取組のスケジュールに明確な区切りがなく、進捗管理が難しいため、行動計画（A）ではなく、行動計画（B）に位置付ける。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

R7年度は行動計画（A）で進捗管理をする最後の年となり、今後は「良好な住宅地の普及啓発」事業として行動計画（B）に位置づけられるとある。この行動計画（A）での最後の年に、静岡住まい方ビジョンとして、「里に住まう」、「山・河・湖と住まう」、「街に住まう」及び「海と住まう」を提唱したことは、普及啓発の側面はもとより、景観形成の面においても新たな展開となろう。今後の成果に期待する。

事業・取組名

17　県費助成や許認可を通じた景観形成【規制誘導・景観整備】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観施策と連携させた許認可制度や助成制度について、既存の制度（観光地域づくり整備事業等）を推進しつつ、さらに見直しや新設を検討し、制度を通じた良好な景観形成を実現する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	景観施策と連携させた制度の推進･検討	既存制度の推進（事例集の作成等） 連携制度の見直し検討、新たな連携制度の検討				
成果	観光地域づくり整備計画策定数	計44計画	計52計画	計61計画	計70計画	関連計画の見直し
景観の質	制度を通じた良好な景観形成	良好な整備箇所の実現				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

○観光地域づくり整備事業

- 観光政策課所管の観光地域づくり整備事業は、市町が作成する「観光地域づくり整備計画」に基づき、市町等が実施する観光施設の整備に補助を行うもので、「観光地エリア景観計画」の策定を補助要件としている。また、設計時及び完成時の景観チェックを実施することで、景観と調和した観光施設整備を進めている。令和７年度は、「観光地エリア景観計画」に基づく23箇所の観光施設整備について、県市町観光担当課等と連携し、景観チェック（設計時及び完成時）を行った。

○静岡県景観形成推進アドバイザー制度

- 市町の景観計画の策定や公共施設の整備等に対して、県が登録した景観工学や色彩等の専門的な知識を有するアドバイザーを派遣しており、派遣費用について県が助成している。令和７年度は、７件のアドバイザー派遣を行ったほか、その事例をまとめた「ポジティブチェックのすすめ」を作成し制度活用の推進を図った。

○美しいいえなみ整備事業

- 美しいいえなみ整備事業では、景観に配慮した美しいまちなみへの誘導を図るため、県では植栽や生垣等植地帯の整備への補助制度を有する市町に助成している。６市町が補助制度を創設しており、令和７年度の補助件数は13件であった。

○環境影響評価等における連携した取組

- メガソーラーの環境影響評価や土地利用事業において関係各課と連携し、景観面からも関与している。

≪成果≫

- 県観光政策課は、市町が策定した観光地域づくり整備計画に位置付けられた施設整備に対して助成をしており、令和7年度末までに策定された整備計画は59計画となっている。



■アドバイザー制度事例集（令和7年度実績）



景観と調和したおもてなし空間
（一碧湖遊歩道・伊東市）



四季折々の自然を楽しめる景観づくり
（黄金崎公園芝生広場公衆トイレ・西伊豆町）

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 静岡県景観形成推進アドバイザー制度を活用し、観光地施設整備だけでなく市町が行う公共建築物等の整備で景観形成の取組が展開された。 • 観光部局と景観部局との連携が進み、景観と調和した観光施設整備が進む等、既存制度の推進ができた。
A	○	

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 今後も景観施策と連携した観光地域づくり整備計画の策定を促進していく。また、良好な整備箇所の整備が進められるよう、観光地エリア景観計画の作成促進及び景観チェックを実施していく。
- 既存以外の制度について、景観施策との連携の可能性を検討するため、対象事業の整理、連携方法の検討等を行う。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

景観整備において、市町景観計画と観光地エリア景観計画を連携させていることは、非常に大きな成果をあげており、今後も継続すべきである。その点本年度の成果が上がっており、評価される。
一方で、各種の開発事業等に関連する許認可制度の運用と景観法の連携が必ずしも図られておらず、特に県と市町の協調が望まれるところである。

主要方策5｜自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める	景観に対する意識を変えていくための普及啓発

事業・取組名

18 景観への意識醸成のための普及啓発【普及啓発】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観への意識醸成のため、景観形成に取り組む主体の表彰や、取組の情報発信による普及啓発を行う。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	表彰制度や情報発信による普及啓発	表彰制度の実施や見直しの検討 情報発信による普及啓発				
成果	普及啓発の実績	表彰制度の実施（景観賞の授与） 取組成果の情報発信（フォロワー数等）				
景観の質	景観への意識醸成	–				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 県及び関係団体で構成する美しいしずおか景観推進協議会では、優れた景観形成に貢献している個人又は団体を顕彰することにより、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起、高揚を図ることを目的として、静岡県景観賞を実施している。令和７年度は、最優秀賞及び優秀賞２地区の合計３地区を選出し、景観形成に貢献した団体の顕彰を行った。
- 静岡県景観賞を受賞した地区の場所をより視覚的に見られるよう、静岡県GIS上で静岡県景観賞の受賞地区をマップ形式で公開した。これにより、静岡県景観賞及び受賞地区のPRに努め、景観形成の重要性周知や住民・民間主体の景観形成活動を促進した。
- 観光面とのより緊密な連携を図り、美しい景観形成が行われている地域の認知度向上に努め、景観の積極的活用による地域の活性化に繋げていくため、令和７年度から美しいしずおか景観推進協議会に正会員として（公社）静岡県観光協会に参画いただいた。
- インスタグラムを始めとするSNSを活用した広報、包括連携協定によるパネル展の実施により、これまでの受賞地区の紹介や県の景観施策のPR等を実施した。



《R７最優秀賞》
境川・清住緑地



《表彰式の様子》



《現地審査》

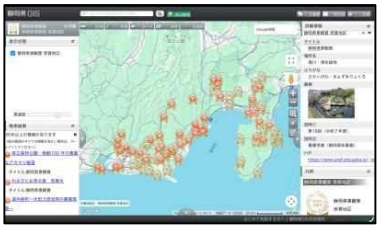

《受賞地区一覧マップ（静岡県GIS）》

≪成果≫

- 景観賞応募数：令和4年度 23件、令和５年度 18件、令和６年度22件、<u>令和７年度 18件</u>
- SNS（インスタグラム）フォロワー数：令和７年３月末時点　約1,800人、<u>令和８年３月末時点　約1,890人</u>
  ･･･SNS（インスタグラム）を活用した広報では、フォロワー数が着実に増加している。

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 静岡県GISの活用・各種団体との連携等を行い、静岡県景観賞のPRを積極的に行った。 • 美しいしずおか景観推進協議会に正会員として（公社）静岡県観光協会に参画いただき、審査や広報活動に協力いただいた。
A	○	

今後の予定

□R7完了　　■継続

- 令和９年度に静岡県景観賞40周年を迎えることを念頭に、美しい景観と景観形成に携わった人々の顕彰を引き続き実施する。
- SNS・関係団体との連携等を活用して、景観賞受賞地区やその取組について紹介し、県民の景観への意識醸成を図る。多くの団体から景観賞に応募してもらえるよう、NPO団体や「むらサポ」、観光協会との相互連携をして募集を行う。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邉委員）

景観形成への意識醸成には、優れた取組を「知る機会」を広げることが重要です。景観賞受賞地区のGIS公開や観光協会との連携など、景観の価値を県民に伝える工夫が着実に進んでいることを評価します。一方で、SNSのフォロワー数の伸びは比較的緩やかであることから、インスタグラムの更新頻度や発信内容を工夫し、受賞地区の魅力や活動の様子を継続的に発信することで、より多くの県民の目に触れる機会を増やしていただきたいと思います。若い世代への普及啓発にもつながる取組を期待します。

事業・取組名

19 景観形成を担う人材の育成【普及啓発・その他】

担当課｜交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標　小学校での景観学習の実施や大学での講座の実施により、本県の景観形成を担う人材を育成する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	景観学習教材の充実 大学との連携	景観学習教材の充実 大学との連携				
成果	景観学習の実施 大学公開講座の実施	景観学習の実施（毎年指定校2校） 静岡大学での公開講座の実施				
景観の質	景観形成を担う人材の育成	－				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 県教育委員会と連携して、平成31年３月に小学校の教員（指導者）向けに「景観まちづくり学習の手引き」を策定し、令和元年度から研究指定校での景観学習を進めている。
- 景観まちづくり学習の手引きや指定校での取組状況をホームページに掲載するとともに、各市町担当者が参加する景観に関する研修会で周知を図るなど県内の小学校等での取組促進を行った。
- 令和７年度末には、令和８年度の指定校２校を訪問し「景観まちづくり学習」の事前説明会を実施した。令和８年度のカリキュラムや授業計画に反映され、充実した学習が行われるよう努めた。

≪成果≫

- 令和７年度の研究指定校である明倫小学校（小山町）及び浜岡北小学校（御前崎市）において、地域に即した景観資源を題材に、景観学習を行った。
- 明倫小学校では、全学年で景観まちづくり学習が行われた。地域住民と密に関わりながら学習を進め、体験的な活動を多く取り入れた。明倫地区の風景を切り絵で表す活動を通し、全校と地域が一体となって学習に望むことができた。
- 浜岡北小学校では、全学年で景観まちづくり学習が行われた。地域の豊かな景観資源を活用しつつ、実体験を大切にした学習となった。既存の学習教材を活用・発展させた学習により、景観学習からさらに一歩踏み込んだ学びに発展していた。
- 生徒たちはまちの課題発見力を高め、郷土愛を深めることとなった。表現手法も両校共に学年ごと多様であり、「魅力発信の仕方」についても、深い学びになった。地域住民の積極的な協力により、教職員や聴講者もまちの魅力を大いに感じることができた。児童や教師からは、学習後に普段から景観を意識して生活をするようになったという意見があった。



「明倫まつり」での発表（明倫小学校）



児童の作品（明倫小学校）



参観日の発表の様子（浜岡北小学校）



児童の作品（マップ）（浜岡北小学校）

- 県内大学との連携事業として行われている「静岡大学連携講義」において、静岡県の景観形成の取組や景観形成の重要性に関する講義を行い、学生47名が受講した。

評価	要因分析・改善点
進捗状況：A　目標成果：○	• 景観まちづくり学習の実施校である明倫小学校と浜岡北小学校において、地域ならではの景観資源に着目した景観まちづくり授業が展開された。両校共に地域の協力を得て全学年で取り組んでおり、学年ごとに多様な着目点や表現手法が見られ、より深い魅力発信がなされた。 • 静岡大学の講義では、静岡県の誇る景観と現状課題・対策について各自レポートにまとめることで、これまでにない観点から静岡県を見て自らすべき課題解決を思案し、学生自身が「景観づくりの担い手」であることを自覚する機会となった。

今後の予定

□R7完了　■継続

- 令和８年度は、清水町及び藤枝市の小学校２校を研究指定校として、景観学習を実施する。また、静岡大学の県連携講義も継続して実施する。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邉委員）

小学校での景観学習が、それぞれの地域の景観資源を題材に、地域住民と協働しながら地道に積み重ねられていることを大変うれしく思います。子どもたちが地域を歩き、見て、感じ、表現する体験は、故郷の景観の素晴らしさを実感し、郷土愛や地域への愛着を育む貴重な機会となっています。また、大学では景観形成の課題を自ら考え、「景観づくりの担い手」としての自覚を促す学びが行われており、小学校から大学まで発達段階に応じた人材育成が着実に進められていることを評価します。今後もこうした取組が県内全域へ広がることを期待します。

事業・取組名

20 地域活動を牽引するリーダーの養成【普及啓発・その他】

担当課｜総務部 地域振興課

達成目標　地域活動を牽引するリーダー等を養成し、地域活動の活性化を図ることにより、本県の魅力的な景観やまちづくりへの取組に対する地域住民の参加意識を高めてもらう。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	地域活動を牽引するリーダー等の養成	コミュニティカレッジの開催				
成果	コミュニティカレッジ修了者数（累計）	1,260人	1,320人	1,380人	1,440人	1,500人
景観の質	県民の意識変化	活動に対する参加意識の向上				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じ、静岡市において「コミュニティカレッジ」(17人修了)、長泉町において「出張コミュニティカレッジ」(計9人修了)を開催し、コミュニティ活動に関する講義やグループワーク等、地域活動を牽引するリーダーを養成するための講座を行った。
- 市町を通じ、自治会等が、地域の景観保護活動など様々なコミュニティ活動に必要な備品を整備するための補助制度の活用支援を行った。
- 静岡県コミュニティづくり推進協議会を通じ、「コミュニティ活動集団育成事業」を実施し、活動費の一部助成や、専門委員による指導助言等を行った。
- 魅力ある地域づくりに大きな成果を上げているコミュニティ団体を表彰する「コミュニティ活動賞」表彰式を実施した。

≪成果≫

- 「コミュニティカレッジ修了者数」は、情報誌やホームページ等を活用した参加促進の取組を行うとともに、オンラインによる受講を開始したことにより、1,403人と目標数には達しないものの進捗した。また、カレッジ修了後に地域活動を始める方も見られ、住民の参加意識の向上に寄与している。
- 魅力ある団体を表彰する「コミュニティ活動賞」への令和７年度の応募団体14団体のうち、９団体が受賞し、地域の景観やまちづくりに対する地域住民の参加意識の高まりが見られる。



■コミュニティカレッジの様子

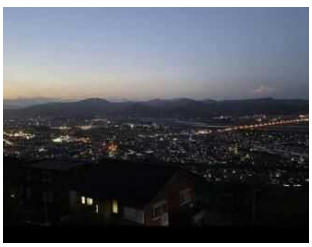



■R7コミュニティ活動賞【地元の財産を地域住民の手で守り育てよう】
優秀賞受賞団体「牧之原公園マルシェ実行委員会」

《活動内容》
(左)「日本夜景遺産」牧之原公園を記念したイベントを毎年開催

(右)牧之原公園での公園整備・保全・マルシェ開催等

評価		要因分析・改善点
進捗状況	目標成果	• 情報誌やホームページに加え、静岡駅前地下ショーウィンドーを活用した広報を活用してコミュニティカレッジへの参加促進を行ったほか、オンライン等を活用し、受講しやすい環境整備を進めているが、目標数の達成までには進捗の遅れがある。
B	●	

今後の予定

□R7完了　■継続

- まちづくりや景観への取組に対する地域住民の参加意識を向上させるため、人材育成のほか活動拠点や備品の整備支援などに、引き続き取り組んで行く。
- 魅力ある地域づくりに取り組んでいるコミュニティ団体の活動事例をホームページ等で引き続き発信していく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邉委員）

コミュニティカレッジや活動団体への支援を通じて、地域活動を担う人材の育成が着実に進められていることを評価します。今後は、コミュニティづくり推進協議会の活動の中でも、景観形成や景観保全に積極的に取り組んでいる団体が県民に分かりやすく伝わるよう、活動事例を整理・発信する工夫を期待します。景観を切り口とした先進事例が見えることで、他地域への横展開や新たな担い手の育成につながり、地域の魅力向上にも一層寄与するものと考えます

事業・取組名

21 景観形成活動への関係人口の参加促進【普及啓発・その他】

担当課｜企画部企画課

達成目標

関係人口を受け入れる景観形成活動の増加を図るとともに、その活動の情報を特設WEBサイト「SHIZUOKA YELL STATION」で広く発信し、景観形成活動への関係人口の参加を促進する。

	項目	R4	R5	R6	R7	R8
取組	多様な人材と地域との関係づくりの促進	関係人口を受け入れる景観形成活動の支援 特設WEBサイトによる情報発信				
成果	関係人口を受け入れる景観形成活動の件数	16件	22件	27件	31件	33件
景観の質	景観形成活動の充実	景観形成を支える活動に関わる人の増加				

令和７年度の取組実績・成果

≪取組実績≫

- 景観形成活動を実施している地域づくり活動団体を訪問し、関係人口の拡大に向けた意識啓発を行うとともに、特設ＷＥＢサイト「SHIZUOKA YELL STATION」への登録及び、プロジェクトの情報発信を呼びかけた。
- 関係人口の景観形成活動への参加を促進するため、SHIZUOKA YELL STATIONやメールマガジンの配信及びＳＮＳを活用し、景観形成プロジェクトや景観形成活動実施団体の取材記事の情報発信を行った。

≪成果≫

- 関係人口を受け入れる景観形成活動の件数：令和７年度は、13件の活動が登録された。
  （令和４年度は49件、令和5年度は22件、令和6年度は24件の活動が登録がされた。）
- 関係人口と地域づくり団体を支援する中間支援組織の登録団体数：令和７年度末で26団体が登録された。
  （各年度末登録数（累計）令和４年度末：11団体、令和５年度末：23団体、令和６年度末：26団体）



■SHIZUOKA YELL STATION
（特設WEBサイト）





■（左）「NPO法人クロスメディアしまだ」による茶作業の様子（島田市）
■（右）「公益財団法人ふじのくに未来財団」による竹林整備の勉強会（オンライン）

評価	要因分析・改善点
進捗状況：B　目標成果：●	• 登録団体による景観形成活動は継続して行われているが、年々減少傾向にあり、「SHIZUOKA YELL STATION」を活用して広報を行う団体は少なくなっている。 • その理由の１つとしては「SHIZUOKA YELL STATION」の閲覧数が昨年度とほぼ変わらず、閲覧者が固定傾向にあるからではないかと考えられる。（閲覧者の固定により、新たな参加者が集まりにくいことが考えられる。） • 今後、登録団体への聴取等を通じて要因分析を実施予定。

今後の予定

□R7完了　■継続	• 引き続き、SHIZUOKA YELL STATION、メールマガジン、SNSにより積極的な情報発信を行う。 • また、近年注目を浴びている二地域居住の情報を新たに掲載するなど、幅広い関心層に注目を浴びる特設WEBサイトになるよう一部改修を行っていく。 • 登録団体への聴取を行う。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邉委員）

関係人口の参加促進に向け、景観形成活動の情報発信を継続している点は評価できます。一方で、「SHIZUOKA YELL STATION」の閲覧者が固定化し、活用団体も減少傾向にあることから、登録団体への要因分析を踏まえた改善が重要です。加えて、今後はSHIZUOKA YELL STATIONに限らず、他の情報発信ツールや地域活動との連携、企業・大学・教育機関等を通じた参加促進など、多様な手段を把握・活用し、幅広い関係人口の参画につなげる視点も必要であると考えます。

3 景観に配慮して行う事業・取組（行動計画(B)）の取組実績

評価対象の58の事業・取組の評価は、評価年度（令和７年度）の取組実績を記載することで進捗管理を行うもので、次ページ以降に令和７年度の取組実績を示します。

また、以下に示す２事業・取組では、一覧表の取組実績に加え、補完資料により、令和７年度における事業・取組の成果を紹介します。

補完資料のある取組

主要方策2｜国内外に誇れる高質な公共空間を形成する			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
06　津波避難誘導標識の設置	危機管理部	危機情報課 危機政策課	43
主要方策3｜静岡の景観を全ての地域から底上げする			
事業・取組名	部局名担当課		頁
32　定点観測地点からの展望景観の観察	スポーツ・文化観光部	富士山世界遺産課	44

主要方策2｜国内外に誇れる高質な公共空間を形成する	
事業・取組名	令和７年度の実績
01 沼津港みなとまちづくり推進計画への取組 交通基盤部 港湾企画課	沼津港内港西港では、賑わい空間の創出を目指し、美しい景観と港らしい風情とが調和した「高質な水辺空間」を創出するため、人々の憩いの場となる緑地の整備が計画されている。
02 清水都心ＷＦ（ウォーターフロント）地区開発基本方針の推進 交通基盤部 港湾企画課	日の出地区では、防潮堤整備について、隣接する既設及び新設施設や緑地と一体となった景観に配慮した構造を採用し、整備を進めた。
03 東静岡周辺地区の整備 スポーツ・文化観光部 企画政策課	東静岡周辺地区の施設整備が眺望や景観に配慮した施設となるよう、県と市の当地区に関連する取組の情報共有等を目的とした連絡調整会議を開催した。
04 街路整備事業 交通基盤部 街路整備課	（都）沼津南一色線、（都）西間門新谷線、（都）新橋茱萸沢線、（都）千本香貫山線及び（都）原駅町沖線の無電柱化工事を推進した。
05 わかりやすい道案内の推進 交通基盤部 道路整備課 道路保全課	地域別公共サイン整備行動計画に基づき、新たな著名地点の設定や道路案内標識の整備を実施した。
06 津波避難誘導標識の設置 危機管理部 危機情報課 危機政策課	「静岡県津波避難標識指針」において、市町が整備する津波避難標識の図記号や色彩・レイアウト等を統一するように促している。 これにより、令和７年度に市町が整備した83基の津波避難標識のうち75基が当指針に準拠したものとなっており、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。 　なお、指針に準拠していない（83基のうち）８基についても、ピクトグラムのデザインや色彩は本指針に準拠し、市内の表示方法は統一されているため、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。 （参考　令和６年度整備実績：327基中324基指針に準拠） 【補完資料あり　P43】
07 公共建築物等での県産材利用促進 経済産業部 林業振興課	木材需要拡大庁内会議を開催し、公共建築物等における県産材の利用を推進するとともに、地域連絡会において市町への県産材利用の働きかけを行った。
08 多自然川づくりの推進 交通基盤部 河川海岸整備課	令和７年度は、二級河川芝川にてバーブ工（流速が早い箇所に設置して、流速を落とし寄り洲の形成を促す工法）による寄り洲づくりを実施し、景観生成に寄与した。
09 養浜を主体とした侵食対策の実施 交通基盤部 河川海岸整備課	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する侵食対策方針に基づき、養浜工を実施した。

主要方策3｜静岡の景観を全ての地域から底上げする	
事業・取組名	**令和７年度の実績**
10　三保松原の松林保全技術支援 **経済産業部 森林整備課**	（一財）三保松原保全研究所に職員を１名派遣し、三保松原保全・管理に係る技術的支援を実施した。
11　津波対策「静岡方式」の推進 **交通基盤部 漁港整備課**	津波防災と景観・利用等の調和や避難困難地区の解消を図るため、防潮堤等の施設整備と避難体制の整備など地域の実情にあった津波対策について検討を進めている。 令和８年３月末までに９地区で「津波対策の方針」が決定し、伊豆地域における津波対策の方針は50地区すべてで決定した。
12　河川海岸環境整備事業 **交通基盤部 河川海岸整備課**	瀬戸川保福島地区において、親水公園の整備に伴う基盤造成や園路整備を実施し、良好な河川景観の形成を推進した。
13　産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業 **くらし・環境部 廃棄物リサイクル課**	不法投棄の撲滅等を図るため、毎年2回の統一パトロールの実施の他、平日・夜間のパトロール、富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議の開催、新たな通報ツールの運用など不法投棄の未然防止と早期発見に努め、県内の良好な景観形成・保全を図った。 ≪平日・夜間のパトロール実績≫令和７年度124日
14　海岸漂着物等対策事業費助成 **くらし・環境部 廃棄物リサイクル課**	海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制のための事業を行う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用して助成し、海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図った。 ≪助成実績≫令和７年度14市町
15　放置艇プレジャーボート対策（浜名湖） **交通基盤部 河川砂防管理課**	（公財）浜名湖総合環境財団や関係市町と共にパトロールを実施し、撤去指導等を行うことにより、浜名湖の景観保全を図った。 令和７年度のパトロールでは７隻の放置艇に告知書を貼付し　移動・処分の指導等を行った。
16　森林の適切な管理・整備 **経済産業部 森林整備課**	間伐等の実施による森林の適切な管理を実施し、良好な森林景観の形成を支援した。 令和７年度　10,000ha（見込み）
17　治山事業 **経済産業部 森林保全課**	荒廃山地の復旧や、過密林分における本数調整伐等により、良好な森林景観を形成した。 ≪本数調整伐実績≫令和７年度 97.74ha
18　静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発 **経済産業部 森林保全課**	森林土木工事の設計や林地開発行為の許可にあたり、森林景観形成ガイドラインに配慮した事業実施を指導した。 ≪林地開発許可実績≫ 令和７年度　３件
19　都市山麓グリーンベルト整備事業 **交通基盤部 砂防課**	庚申塔沢における竹林伐採工や作業道工を実施した。 また、関係機関と協働により新竹の伐採や下草刈り等の作業を行い、適切な山林管理を行っている。
20　富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成 **くらし・環境部 廃棄物リサイクル課**	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保松原を除く。）並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体の自主的な活動に対して、助成した。富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保松原を除く。）並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体の自主的な活動に対して、助成した。 ≪助成実績≫令和７年度2団体
21　茶草場農法実践者の応援制度の確立 **経済産業部 お茶振興課**	以下のとおり伝統技術の維持・活用に取り組んだ。 ・販売登録者数　160社（R７年度末現在） ・生物多様性貢献度表示シール販売数累計9171千枚（R７年度末） ・作業応援ボランティア参加者数121名(参加企業数　２社)
22　わさび田の保全と活用 **経済産業部 農産振興課**	平成30年3月に「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定された。世界農業遺産の認定をきっかけとして、わさび生産者、地域住民による、わさび田周辺の景観保全に対する意識が高まっている。令和７年度は、若手生産者にわさび田の築田技術、補修技術を継承することを目的とした築田技術研修会を開催した。

主要方策3｜静岡の景観を全ての地域から底上げする	
事業・取組名	**令和７年度の実績**
23 世界かんがい施設遺産登録の支援 **経済産業部 農地整備課**	小笠地域かんがい用水群の世界かんがい施設遺産登録に向け、関係機関と連携して文献整理や現地調査、聞き取り等を行い、申請の支援を行った。 世界かんがい施設遺産を含む県内の農業用水の歴史や魅力等を取りまとめたパンフレットを作成した。
24 景観農業振興地域整備計画の策定支援 **経済産業部 農地調整課** **農地計画課・農地保全課** **交通基盤部 景観まちづくり課**	農山村地域の良好な景観を形成するため、本計画について必要に応じて説明を行っているが、令和７年度は景観農業振興地域整備計画を策定する市町はなかった。
25 耕作放棄地対策の推進 **経済産業部** **農業ビジネス課** **農地計画課**	令和７年度は担い手による耕作の再開、地域団体による景観向上活動や地権者による保全等により荒廃農地（耕作放棄地）が再生され、良好な景観形成が図られた。なお、令和７年度の荒廃農地再生面積は調査中（令和６年度の荒廃農地再生面積は208ha）であるが、荒廃農地再生・集積促進事業により11haの荒廃農地が再生された。
26 （公財）静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援 **くらし・環境部 環境ふれあい課**	緑化推進等に関する事業の実施と活動助成を行った結果、県内各地で緑化活動が促進され、地域の景観的な魅力が向上した。 緑化グループ等の活動支援：121団体 住民参加による芝生緑化支援：6団体 地域のランドマーク花壇づくり支援：3団体
27 公園・緑化推進事業 **交通基盤部 公園緑地課**	２市２公園の整備事業に対して補助金を交付し、緑豊かな都市環境の形成を促進した。
28 空家等対策 **くらし・環境部 住まいづくり課**	空き家等対策市町連絡会議において略式代執行に関する情報共有をする等、市町の空き家対策を支援し、これまでに下田市1件、沼津市5件、伊豆の国市1件、伊豆市1件、西伊豆町2件、富士市1件、静岡市1件、袋井市1件、浜松市9件、及び湖西市1件の計23件の特定空家に対する略式代執行又は行政代執行が実施され、景観形成の向上に貢献した。
29 リノベーションまちづくりの取組支援 **経済産業部 地域産業課**	遊休不動産の活用を更に進めるため、令和６年度に創設したプラットフォームを中心に、リノベーションまちづくりのステークホルダーの連携促進を目的に交流会２回を開催し、まちづくり実践者、市町、商工団体、金融機関から、延べ60人以上が参加した。 空き店舗対策会議を支援機関連絡会議と改め、市町等関係団体の連携強化や情報共有の場を１度設けたことに加え、年度末には、機運醸成と新規プレイヤーの発掘などを目的とした「しずおかリノベーションまちづくりフォーラム2026」を開催し、各地域における遊休不動産の活用を促す取組を行った。
30 地域振興整備事業 **企業局 地域整備課**	令和７年度は次年度以降に整備予定の牧之原造成事業において法面緑化等による緑地の復元や景観に配慮した計画を策定した。
31 市町の条例の策定や運用に関する助言、工場緑化セミナーの実施 **経済産業部 企業立地推進課**	市町に対し、条例の運用などに関するアドバイスを行った。
32 定点観測地点からの展望景観の観察 **スポーツ・文化観光部** **富士山世界遺産課**	定点観測地点からの展望景観に係る阻害要因は確認されず、良好な富士山の眺めが保全できている。その内容は令和６年度経過観察指標に係る年次報告書として、令和８年３月の富士山世界文化遺産協議会において承認された。【補完資料あり　P44】

主要方策3｜静岡の景観を全ての地域から底上げする	
事業・取組名	**令和７年度の実績**
33　連絡協議会の開催 **スポーツ・文化観光部 文化財課**	令和８年３月に「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」を開催し、地域の歴史的な景観の保護につなげた。 「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」は開催を見送ったが、重要箇所については関係者間の調整により景観保全を図った。
34　文化財の指定、整備・活用の促進 **スポーツ・文化観光部 文化財課**	指定候補文化財について調査を実施した上で、令和7年11月7日及び令和8年３月10日に県文化財保護審議会を開催し、３件を新たに県指定文化財として指定した。 保存・活用上修理を要する国・県指定文化財には、所有者へ文化財保存費等の補助を行い、経年劣化した建造物等を改修することで歴史的な景観の向上につなげた。
35　重要文化的景観の選定支援 **スポーツ・文化観光部 文化財課**	市町に対して文化庁が主催する文化的景観に関する研修会等を周知した。
36　文化財保護法・条例に基づく手続きの実施 **スポーツ・文化観光部 文化財課**	市町の文化財行政新任担当者向け研修会を令和7年５月２日に開催し、文化財の保護制度及び法・条例に基づく手続を周知した。文化財指定地内における現状を変更しようとする行為については、法令に基づく厳格な対応により、歴史的な景観の維持及び向上を図った。
主要方策4｜ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む	
事業・取組名	**令和７年度の実績**
37　林地開発許可制度の運用 **経済産業部 森林保全課**	民間事業者が実施する林地開発行為の許可にあたり、在来種による法面の緑化や、残置森林・造成森林の適切な配置等を指導した。
38　建築協定の認可促進 **くらし・環境部 建築安全推進課**	良好な景観や住環境を保全する方法として建築協定制度があるため、県では市町建築行政担当者を対象とした研修会を毎年開催し、建築協定制度等の説明を行うとともに、各市町に対して建築協定設置条例の制定を働きかけている。 令和7年度に建築協定設置条例を制定した市町及び建築協定認可地区はなかったが、令和8年3月末現在、全35市町のうち32市町が建築協定設置条例を制定し、建築協定認可地区は累計134地区となっている。
39　都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導 **交通基盤部 土地対策課**	都市計画法の開発許可事務処理市町が、県開発審査会に民間事業者の開発行為の承認を求める際、事業者に地域の良好な景観の形成に寄与すようにも指導している。 ≪開発審査会開催実績≫ 令和7年度6回
40　工場立地法の制度活用支援 **経済産業部 企業立地推進課**	市町に対し、工場立地法の運用に関して、景観美化に繋がる工場緑化や緑地の配置等のアドバイスを行った。
41　環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導 **くらし・環境部 生活環境課**	環境影響評価対象事業の事後調査手続を通して、事業者が地域の景観の保全に配慮した事業を実施するよう促した。 ≪実績≫ ・一般国道474号三遠南信自動車道青崩峠道路 ・志太広域事務組合新ごみ処理施設（仮称）クリーンセンター整備事業 ・（仮称）御前崎港バイオマス発電事業

主要方策5｜自立した持続性のある県民・事業者に根差した景観形成を進める	
事業・取組名	**令和７年度の実績**
42　農村の魅力フォトコンテストの実施 **経済産業部 農地保全課**	県民に農山村景観保全の必要性周知を図るため、広報誌等による情報発信により、HPやInstagram等を通じて幅広く写真を募集した。その結果、929点の応募があり、その中から入賞作品60点を選出。入賞作品の展示を通じて、農山村景観の魅力を発信した。
43　「花の都しずおか」づくりの推進 **経済産業部 農産振興課**	県民の花緑の利活用や景観美化への意識を高めるため、地域の団体や学校が開催する園芸講座等に講師を派遣(47 団体, 計66回）するとともに、小中学校を対象とした学校花壇コンクールを開催した（37校参加）。
44　緑化優良工場等表彰の推薦 **経済産業部 企業立地推進課**	景観美化に繋がる緑化や環境活動に取り組む県内工場の推薦を行い、各賞を受賞した。(経済産業大臣賞：㈱アマダ富士宮事業所、日本緑地センター会長賞：㈱アイエイアイ富士宮工場、㈱明電舎沼津事業所)
45　調査研究成果等を踏まえた情報提供 **スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課**	富士山の景観は、「芸術の源泉」として数多の芸術作品の題材になり、「信仰の対象」として様々な信仰を生み出し日本人の心のよりどころになっている。そのような富士山の普遍的な価値を後世に守り伝えていくための調査研究を実施し、その成果を公開するため、令和７年度は、須山口登山道・御殿場口登山道の調査速報展等の企画展や江戸時代の徳川家斉の治世における富士山絵画を紹介する特別展、世界遺産としての京都と富士山を再考する富士山世界遺産セミナー等を開催した。
46　「水の都しずおか」の推進 **くらし・環境部 企画政策課**	水環境の保全を呼び掛けるため、県HPにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行い、水のある景観保全の意識の醸成を図った。
47　県産材利用促進 **経済産業部 林業振興課**	木使いネットやＳＮＳによる情報発信のほか、県産材ＰＲイベントへの出展支援や炭素貯蔵量の認定等を通じて、県産材の普及・啓発を行った。
48　文化財クローズアップ **スポーツ・文化観光部 文化財課**	令和7年11月15日に小山町豊門公園とその周辺にて、文化財クローズアップ「『しずおか遺産』富士山の清流が織り成した産業革命」特別見学会及び講演会を開催。120人が参加し、地域の歴史が育んだ景観への理解を深めることができた。
49　総合的な学習の時間等をとおした実践 **教育委員会 義務教育課**	小山町立明倫小学校及び御前崎市立浜岡北小学校を景観まちづくり学習の協力校に指定した。両校ともに、景観学習を総合的な学習の時間の年間計画に位置付け、年間を通して取り組んだ。 小山町立明倫小学校では、特別支援学級を含む１年生から６年生の全学級において、景観まちづくり学習に取り組んだ。明倫地区の歴史、米、用水路、働く人、秘密、虫など、学習したことを明倫まつりで保護者や地域の方へ発信した。発達段階に合った様々な発信方法で伝えていた。 御前崎市立浜岡北小学校では、特別支援学級を含む１年生から６年生の全学級において景観まちづくり学習に取り組んだ。６年生は「地域の魅力～メディアを通して発信しよう～」をテーマに掲げ、地域の魅力や地域を守っている人について学習し、メディアを通して発信した。
50　「地域学」推進事業 **教育委員会 高校教育課**	「行きたい学校づくり」推進事業により、県内を10地区に分け、各地区に各学校、市町、高等教育機関、産業界等との協働によるコンソーシアムを構築し、学校周辺の環境や文化等の研究開発課題を設定するなど、地域課題の解決等の探究学習の推進に取り組んだ。２月１日に探究フェスタを開催し、交流部門に34校87チーム、コンテスト部門に6校8チーム、展示部門に17校が参加し、学びの成果を発表した。

主要方策5｜自立した持続性のある県民・事業者に根差した景観形成を進める	
事業・取組名	**令和７年度の実績**
51　ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナー（南アルプス高山植物種子保存プロジェクト）の委嘱 **くらし・環境部 自然保護課**	自然環境の保全に興味を持つ人材の育成のため、ふじのくに生物多様性地域戦略推進パートナーを委嘱した７校の高等学校において、氷河期の遺存種や南アルプスだけに分布する固有種の種子増殖を目指す研究を実施した。（うち磐田農業高校においては、高山植物保護指導員の研修会において、研究成果を発表）
52　しずおかアダプト・ロード・プログラム **交通基盤部 道路保全課**	快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や美化活動を支援した。
53　リバーフレンドシップ **交通基盤部 河川企画課 河川海岸整備課**	31団体と新たに同意書を締結して、河川美化活動を支援することにより、河川の景観保全を図った。
54　しずおかポートサポーター **交通基盤部 港湾企画課**	清掃作業や植栽の手入れなどを通じて、美しい景観の維持に努めていただき、港を訪れる人々に快適な空間を提供することを目指し、各認定団体の活動に必要な道具等の支給や活動に対する保険加入の負担を行っている。
55　しずおか農山村サポーター「むらサポ」 **経済産業部 農地保全課**	ＨＰ、Facebook、Instagram、メルマガの配信により農山村地域のイベント情報等の情報発信を行い、個人会員5,743件、企業会員95件（合計5,838件）となった。
56　道路協力団体制度の活用 **交通基盤部 道路企画課 道路保全課**	国道138号で須走まちづくり推進協議会、国道139号富士山朝霧高原景観管理協議会が開催した清掃活動に参加し、活動を支援した。
57　日本風景街道の取組促進 **交通基盤部 道路企画課**	景観ワークショップや道路環境美化活動など地域主体の活動に参加し、官民一体となった景観活動を実施した。
58　河川海岸愛護団体等活動事業（補助金） **交通基盤部 河川砂防管理課**	県内29市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金の交付を行い、河川海岸の美化活動を援助することにより、河川海岸の景観保全を図った。

補完資料

主要方策2｜国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

事業・取組名

06 津波避難誘導標識の設置

担当課｜危機管理部 危機政策課　危機情報課

事業の概要	静岡県津波避難標識指針による統一規格に基づく分かりやすい標識の設置を推進する。

令和７年度の取組実績・成果

静岡県津波避難標識指針（平成27年５月）において、市町が整備する津波避難誘導標識の図記号や色、レイアウト等を統一するよう促している。

令和７年度に市町が整備した83基の津波避難標識のうち、75基は本指針に準拠したものとなっており、津波避難誘導上の効果に加え、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。

≪標識設置事例（下田市内）≫



津波避難誘導標識（遠景）



津波避難誘導標識（近景）

要因分析・改善点

- 令和６年度は整備した327基のうち324基が本指針に準拠しており、令和７年度の実績とあわせて、市町に対して本指針に基づく標識設置を働きかけた成果と考えられる。
- なお、令和７年度の指針に準拠していない（83基のうち）８基についても、ピクトグラムのデザインや色彩は本指針に準拠し、市内の表示方法は統一されているため、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。

今後の予定

- 引き続き、本指針に基づく統一規格による標識の設置を、市町に働きかける。

補完資料

主要方策3｜静岡の景観を全ての地域から底上げする

事業・取組名

32 定点観測地点からの展望景観の観察

担当課｜スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課

事業の概要	地元市町による県内11箇所における定点観測により、視界に入り込む阻害要因について把握する。

令和７年度の取組実績・成果

定点観測地点からの展望景観に係る阻害要因は確認されず、その内容は、令和６年度経過観察指標に係る年次報告書として令和８年３月に書面決議を実施した富士山世界文化遺産協議会において承認された。



田貫湖
撮影日：R6.11.25

要因分析・改善点

- 文化財保護法や自然公園法等による各種規制や市町の景観条例等による開発の規模・位置に対する制御に効果のある行政手続の充実により、良好な展望景観が保たれている。

今後の予定

- 今後も引き続き経過観察を実施することで、展望景観の阻害要因を早期に把握し、負の影響を未然に防止する。

4 その他の事業・取組

行動計画は、景観形成を推進する上で、進捗管理が求められる主な事業・取組で構成されていますが、景観形成につながる事業・取組は多岐にわたります。

そこで、行動計画に位置づけられている事業・取組以外で、景観形成に関連する各部局の事業・取組を示します。

事業・取組名	部局名 担当課		頁
01　警察施設整備における景観配慮	警察本部	総務部施設課	46

事業・取組名

01　警察施設整備における景観配慮

担当課｜警察本部　総務部施設課

令和７年度の取組実績・成果

・「ふじのくに（しずおか）色彩・デザイン指針」に従い警察施設（５交番、１駐在所）を整備した。

《整備事例》



三島警察署　函南町交番
（函南町平井）



清水警察署　高部交番
（静岡市清水区押切）



掛川警察署　大東交番
（掛川市三俣）

ふじのくに景観形成計画進捗状況評価レポート

静岡県景観づくり推進本部

（事務局　静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課）

〒420-8601　静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3490　FAX 054-221-3493　E-MAIL keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp